

令和5年度政府予算等に関する 要望書



国内初となる本格的な「洋上風力発電所」



本格デビューした「サキホコレ」



脱炭素へ取り組む「秋田臨海処理センター」



3年ぶりの開催「秋田竿燈まつり」

 AKITAVISION

令和4年11月

秋田県

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
I 原油価格・物価高騰等への対策		1
1	原油価格・物価高騰等にかかる対策について（新規）	2
II 賃金水準の向上		9
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	10
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	12
III カーボンニュートラルへの挑戦		15
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長のための予算確保について	16
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）	18
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	22
IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進		25
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）	26
2	スマート農業の推進について	30
3	都道府県基幹税務システムの標準化の推進について	32
V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		35
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	36
2	地方の財政基盤の充実・強化について	40
VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		43
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	44
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について	46
VII 攻めの農林水産業の振興		49
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	50
2	「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて	52
3	農業農村整備事業の予算確保について	54

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
4	農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）	56
5	肥料の安定供給と価格高騰対策について（拡充）	58
6	燃油や飼料等の価格高騰対策について	60
7	豚熱のまん延防止対策の徹底について（拡充）	62
8	水産基盤整備事業の予算確保について	64
9	森林病虫害等防除対策予算の確保について	66
10	森林・林業担い手育成対策予算の確保について	68
11	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（新規）	70
VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		73
1	秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について	74
2	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	76
3	航空ネットワークの維持・拡充について	78
4	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	80
5	地方の鉄道路線の災害復旧及び強靱化に向けた支援について（新規）	84
6	新柄コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について	86
7	P F Iによるアリーナ整備にかかる財政支援について（新規）	88
IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり		91
1	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	92
2	多様性に満ちた社会づくりの推進について	96
3	総合的な少子化対策への支援について（拡充）	98
4	良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する都市施設の整備について	104
5	持続可能な生活排水処理事業への支援について	106

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
X 健康長寿・地域共生社会の実現		109
1	新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について（拡充）	110
2	社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について（新規）	114
3	公的病院に対する財政措置の拡充について（新規）	118
4	医療的ケア児への支援の充実について（新規）	120
5	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	122
XI 新たな時代を拓く教育・人づくり		123
1	幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について（新規）	124
XII 強靱な県土の実現と防災力強化		127
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	128
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について	130
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	132
4	治山事業の推進について（拡充）	136
XIII 安全・安心な生活環境の確保		139
1	空き家対策への支援について	140
XIV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進		143
1	能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策への支援の継続について（拡充）	144

I 原油価格・物価高騰等への対策

I-1 原油価格・物価高騰等にかかる対策について（新規）

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

【要望の内容】

コロナ禍による国民生活への影響が依然として続く中、ウクライナ情勢の長期化などにより、原油価格・原材料価格等が高騰し、県内の事業者は厳しい経営環境にあることから、経営の継続やサービスの安定的な提供ができるよう、必要な予算措置をするとともに、支援対策を講じること。

II-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について 〈P10〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

VII-5 肥料の安定供給と価格高騰対策について（拡充） 〈P58〉

- (2) 国際情勢が激動する中、肥料の安定供給を図るとともに、価格高騰の長期化を見据え、中長期的な視点で支援対策を講じること。

VII-6 燃油や飼料等の価格高騰対策について（拡充） 〈P60〉

- (3) 施設園芸セーフティネット構築事業について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和するとともに、対象品目にきのご類を追加するなど、農家が使いやすい制度にすること。
- (4) 配合飼料価格が高値で推移していることから、価格安定制度の財源を継続的に確保するとともに、価格が高止まりした場合でも発動されるように制度を見直すほか、稲わらや牧草など自給飼料の確保対策について強化を図ること。

X-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について（新規） 〈P114〉

- (5) 医療・福祉サービスを安定的に提供できるように、原油価格・物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療機関に対し、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援対策を講じること。

XI-1 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について (新規) (P124)

- (6) 幼児教育・保育などのサービスを安定的に提供できるよう、原油価格・物価高騰の影響を受けている幼児教育・保育施設等に対し、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

II-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について (P10)

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国45位となっています。

コロナ禍が長期化する中、原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇するなど、厳しい経営環境にある中小企業における価格転嫁の重要性が高まっています。

- (2) このため、当県においては、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援などを強力に推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。

- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導や下請事業者支援を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところではあります。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

VII-5 肥料の安定供給と価格高騰対策について(拡充) (P58)

- (4) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、肥料価格高騰の長期化が想定され、大規模な担い手を中心に経営への影響が更にならなくなると見込まれることから、農業者の不安が広がらないよう、肥料の安定供給と、価格高騰による経営への影響を緩和させるため、中長期的な視点で支援を行っていくことが重要です。

VII-6 燃油や飼料等の価格高騰対策について(拡充) (P60)

- (5) ウクライナ情勢や原油価格高騰の影響により、農業資材等の価格上昇や調達難などが懸念されており、今後の供給について、農業者に不安が広がっています。

- (6) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、既に二重被覆等の対策が講じられており、施設園芸セーフティネット構築事業の要件である燃油使用量15%削減(2回目以降30%削減)は難しい状況となっています。
- (7) 当県のしいたけは、京浜市場への出荷量が全国1位になるなど、大きく生産を伸ばし、周年農業の中心品目となっていますが、今般の燃油高騰は経営を大きく圧迫しています。
- (8) 配合飼料価格安定制度は、過去1年の平均価格が基準となるため、価格が高止まりした場合補填がなくなることから、高騰前の価格を基準とするとともに、自給飼料の確保とコスト低減の取組が重要となります。

X-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について (新規) (P114)

- (9) 今般の原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、社会福祉施設や医療機関の経営は大きな影響を受けています。
- (10) 社会福祉施設や医療機関は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (11) これに対し、厚生労働省は、「地方公共団体の判断により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討することが考えられる」旨の事務連絡を発出していますが、都道府県の判断により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (12) 社会福祉施設や医療機関の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な対応方針等を示すべきと考えます。

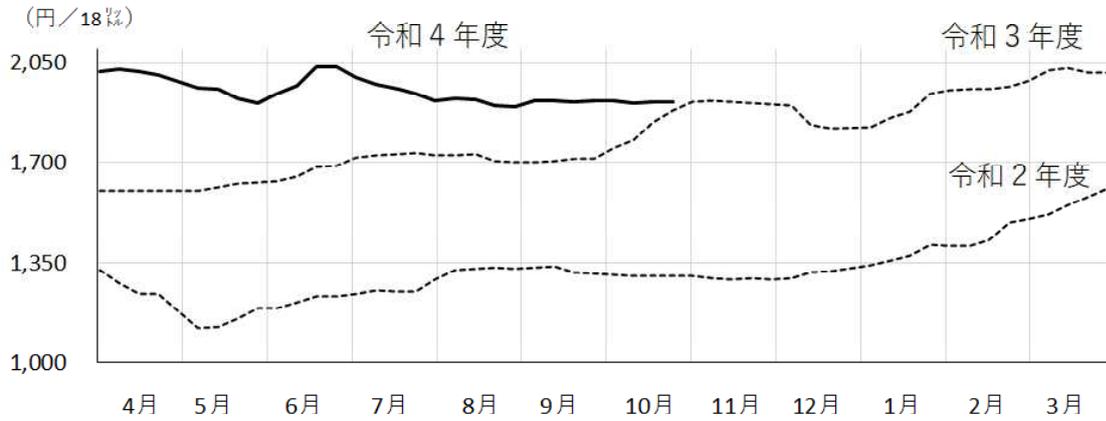
XI-1 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について (新規) (P124)

- (13) 今般の原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの経営は大きな影響を受けています。
- (14) 幼児教育・保育施設等は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。

- (15) これに対し、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、原油価格・物価高騰への対策として幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどで光熱水費の高騰が生じている場合等にも活用し、支援を行うことが可能である」旨の事務連絡を発出していますが、同交付金は幅広い分野に活用が可能であり、全体の予算枠も限られていることから、都道府県の判断により、対応に差が出る懸念されます。
- (16) 幼児教育・保育施設等の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な対応方針等を示すべきと考えます。

【参考資料】

○県内の灯油小売価格の推移（出典：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」）



○A重油（大型ローリー）東北

（単位：円/18ℓ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
R 3	63.0	66.9	71.2	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	73.2
R 4	88.0	91.7	94.3	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	90.2
R4/R3	+39.7%	+37.1%	+32.4%	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+23.2%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

○配合飼料工場渡価格の推移（資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」）



R4年7月
100,337円/t

○秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品	生鮮食品	食料（酒類	食 料	生鮮食品	生鮮食品	光熱・
		を除く	及びエネルギー	を除く）及び			を除く	
		総合	を除く	エネルギー			食料	
			総合	を除く総合				
28年	97.7	97.8	98.7	99.7	95.7	95.8	95.6	91.9
29年	98.6	98.7	98.9	99.7	96.7	96.4	96.7	96.8
30年	99.9	99.9	99.3	99.7	98.7	101.4	98.1	102.3
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3
4年 1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5

※秋田市消費者物価指数より抜粋

○消費者物価の前年比寄与度上位品目（2022年5月）と対応策

	品目	前年比 (%)	前年比寄与度 (%pt)	要因	緊急対策等の取組	今後の対策の方向性
1	電気代	18.6	0.63	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・地方創生臨時交付金 ・主に長期契約によるLNGの調達	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・電気の効率的利用促進措置
2	ガソリン	13.1	0.27	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
3	都市ガス代	22.3	0.21	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・地方創生臨時交付金	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達
4	灯油	25.1	0.11	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
5	プロパンガス	8.6	0.05	原油価格の高騰	・LPガスを使用するタクシー会社に激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討

※「物価の動向について」（令和4年7月15日内閣府）より抜粋

（担当課室名 健康福祉部医務薬事課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課
農林水産部水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課
産業労働部地域産業振興課
教育庁幼保推進課）

Ⅱ 賃金水準の向上

Ⅱ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

中小企業庁
公正取引委員会

【要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せを解消し賃上げ原資の確保や生産コスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するよう、製品価格の交渉・転嫁について、親事業者への指導や普及啓発を行うほか、関係機関の連携による相談体制の強化を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国43位となっています。コロナ禍が長期化する中、原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇するなど、厳しい経営環境にある中小企業における価格転嫁の重要性が高まっています。
- (2) このため、当県においては、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援などを強力に推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導や下請事業者支援を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。
しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県別 製造品付加価値額
(従業者4人以上の事業所)

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業員数 (人)	1人当たり 付加価値額	
			付加価値額	順位
全国計	96,825,529	7,465,556	12.97	
山口県	1,864,269	95,292	19.56	1
徳島県	840,000	44,485	18.88	2
滋賀県	2,803,226	165,297	16.96	3
茨城県	4,195,419	264,266	15.88	4
三重県	3,178,527	201,632	15.76	5
京都府	2,167,112	139,615	15.52	6
千葉県	3,136,467	206,017	15.22	7
山梨県	1,075,746	72,124	14.92	8
和歌山県	758,736	50,917	14.90	9
愛知県	11,871,752	807,694	14.70	10
兵庫県	5,091,423	347,873	14.64	11
大分県	929,808	64,493	14.42	12
神奈川県	4,952,775	348,312	14.22	13
静岡県	5,579,256	401,827	13.88	14
栃木県	2,668,132	195,131	13.67	15
大阪府	5,703,073	417,816	13.65	16
愛媛県	1,011,411	77,030	13.13	17
広島県	2,630,865	207,756	12.66	18
宮城県	1,354,445	111,794	12.12	19
岡山県	1,768,808	147,627	11.98	20
埼玉県	4,545,899	379,482	11.98	21
東京都	2,840,291	238,817	11.89	22
群馬県	2,514,655	212,329	11.84	23
熊本県	1,044,091	89,466	11.67	24
宮崎県	609,192	53,580	11.37	25
佐賀県	695,583	62,001	11.22	26
福岡県	2,469,052	220,530	11.20	27
奈良県	638,888	57,218	11.17	28
山形県	1,079,592	97,429	11.08	29
長崎県	569,683	52,842	10.78	30
北海道	1,744,631	163,337	10.68	31
福島県	1,638,642	154,274	10.62	32
富山県	1,293,518	122,216	10.58	33
福井県	752,299	71,389	10.54	34
新潟県	1,853,281	177,842	10.42	35
長野県	2,055,284	198,141	10.37	36
香川県	701,436	68,820	10.19	37
岐阜県	1,960,092	199,058	9.85	38
島根県	394,583	40,812	9.67	39
石川県	896,933	94,507	9.49	40
青森県	522,756	55,763	9.37	41
鹿児島県	617,165	69,396	8.89	42
秋田県	518,560	58,468	8.87	43
岩手県	719,913	84,349	8.53	44
高知県	182,302	23,127	7.88	45
沖縄県	170,201	22,986	7.40	46
鳥取県	215,759	30,379	7.10	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額

(出典：令和3年経済センサス-活動調査(確報)より)

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【要望の内容】

- (1) 国においては、早期に最低賃金の全国加重平均を1,000円以上とすることを目指しており、雇用における地域間格差の是正を図るためにも、目安制度など最低賃金制度の見直しを行うとともに、最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる控除額の上限や社会保険の適用範囲などの見直しも併せて行うこと。

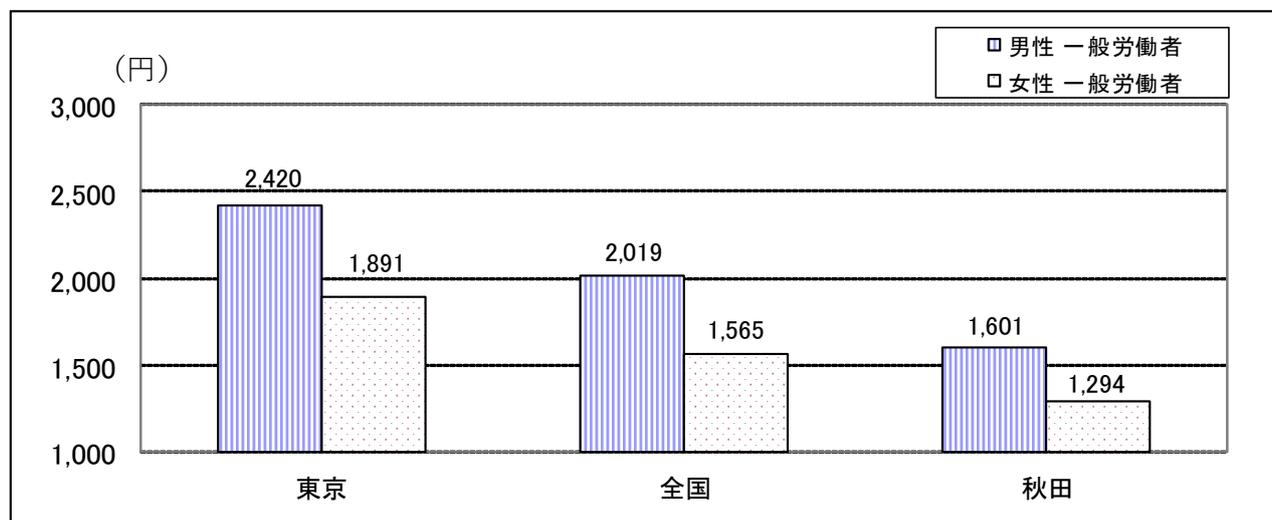
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。
また、急激な円安のほか、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。
- (2) 当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により1人当たり県民所得を押し上げることで、東京圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。
- (3) 国では、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、最低賃金を早期に1,000円以上（全国加重平均）になることを目指し、引き上げに取り組むことにしています。

- (4) 地域別最低賃金にかかるランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消には程遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金にかかる目安制度の見直しを行う必要があります。
- (5) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた国のフォローアップ施策である「業務改善助成金」などの支援制度の強化も併せて行う必要があります。
- (6) パートの主婦やアルバイト学生など、最低賃金近傍で雇用され、所得税にかかる控除額の限度内や社会保険の適用範囲外で働く短時間労働者においては、これらの制度の見直しを併せて行わないと、世帯収入の増加につながらない可能性があります。

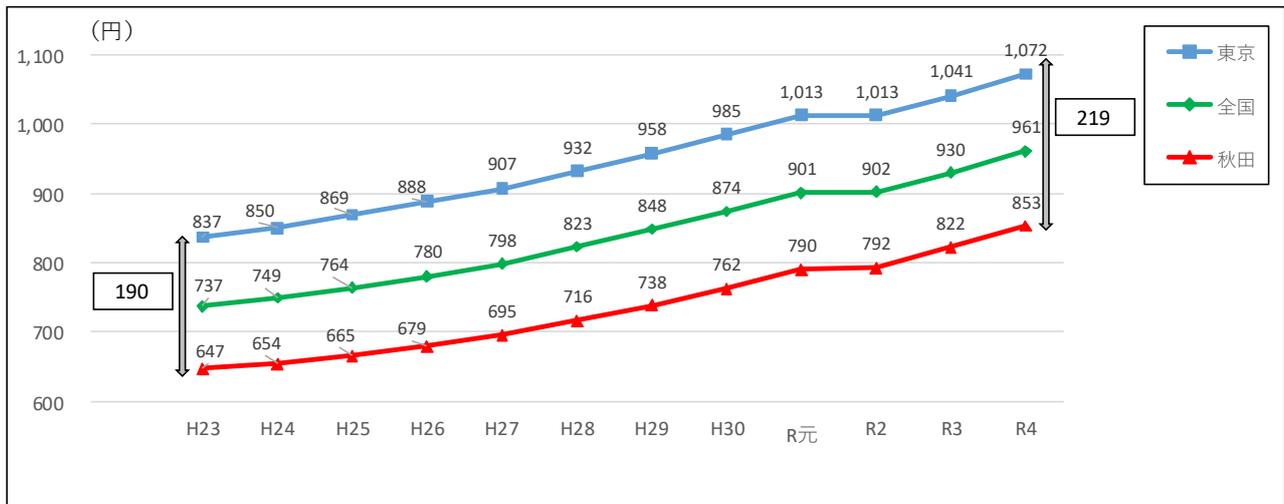
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。
- ・中央最低賃金審議会が示す目安額は、生活保護基準額との整合性に配慮し、都道府県を四つのランクに分けて示されてきたところであり、ランクにより目安額に差が生じていることから、地域間の格差解消につながっていない。

4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が顕著に見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ カーボンニュートラルへの挑戦

Ⅲ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業によるグリーン成長のための予算確保について

農林水産省大臣官房、林野庁

【要望の内容】

- (1) 森林整備を計画的に推進し、森林の若返りによるCO₂吸収機能の向上などを図るため、「森林整備事業」の予算を十分に確保すること。
- (2) 森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進を図るため、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等」の予算を十分に確保すること。

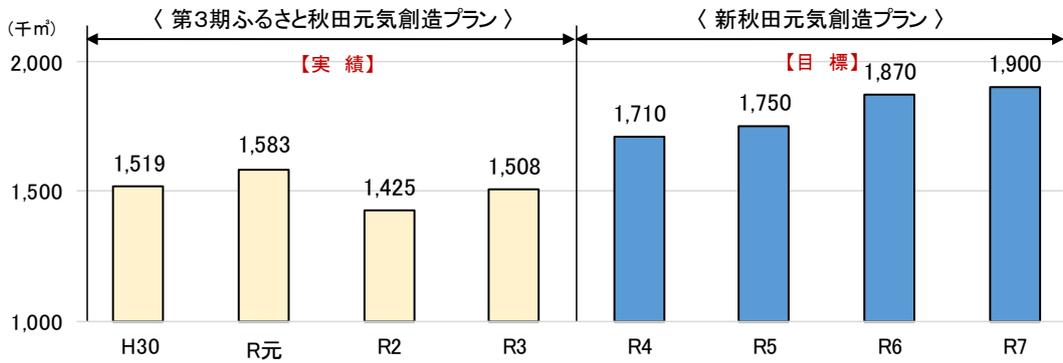
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、今年度からスタートした「新秋田元気創造プラン」において、森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。
- (2) 適切な森林整備は、CO₂吸収効果のほか、地域経済の活性化や雇用の創出、さらには、山地災害防止等の公益的機能の高度発揮につながるため、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再生林や林道整備等の公共事業予算の増額が必要です。
- (3) 当県では、今年度を「再生林対策元年」と位置づけ、森林所有者の経済的負担感や、植栽後の保育管理への不安感を軽減するため、県単独事業により、低コスト施業を行う林業経営体に造林地を集積する新たな取組を始めなど、再生林拡大に向けた対策を強化しています。
さらに、民間レベルでは、業界団体が「秋田県再生林推進協議会」を設立し、独自の支援策を講じるなど、官民が連携しながら、県民参加による再生林の推進に取り組んでいます。
- (4) 大型製材工場の進出などにより、今後需要の増加が見込まれる原木の安定供給が喫緊の課題となっており、効率的な作業システムの確立のため、路網整備や高性能林業機械の導入に必要な予算を確保することが重要です。

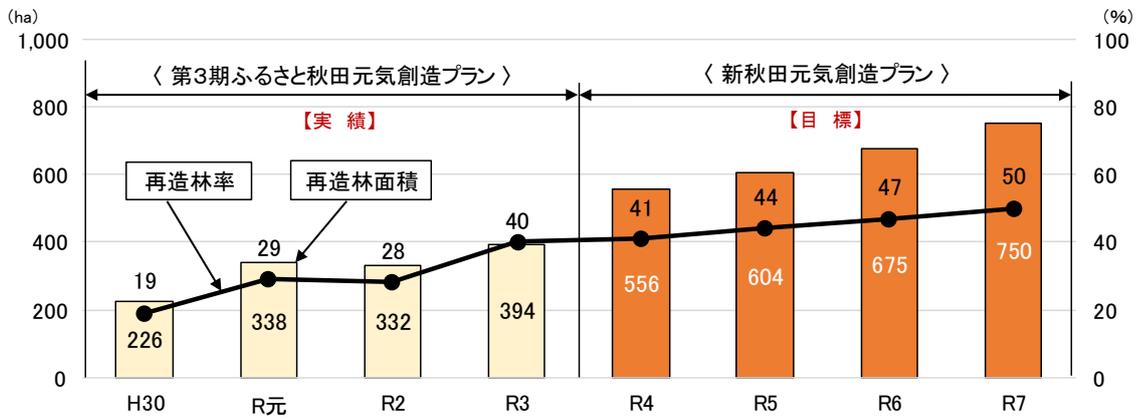
【参考資料】

1 新秋田元気創造プランの目標値

○ 素材生産量

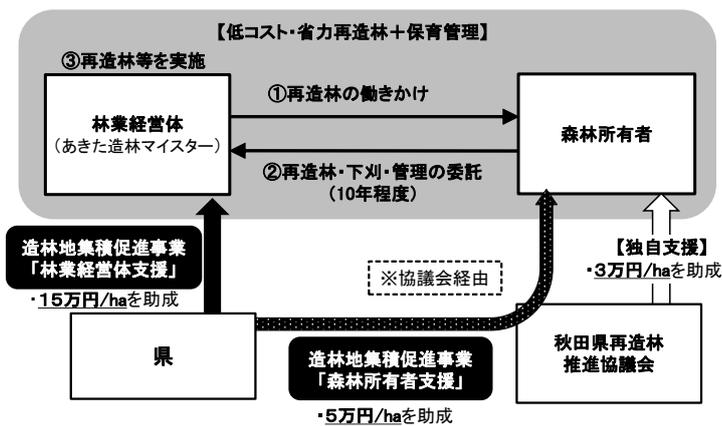


○ 再造林面積



2 再造林拡大のための新たな取組

○ 林業経営体への造林地の集積



○ 再造林推進決起大会



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

Ⅲ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進とその活用による産業集積について（拡充）

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房
資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第15条の規定に基づく事業者の選定に当たっては、地域との共生や地域産業の振興に資する取組など地域への貢献について重視し、その評価においては知事の意見を尊重すること。
- (2) 洋上風力発電の更なる導入拡大に向けて、全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県沖において、浮体式の実証に取り組むこと。
また、発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の交付対象に加えること。
- (3) 洋上風力発電の導入に関するサプライチェーン構築に向けて、洋上風力発電の集積が進む地域や基地港湾を中心として、関連産業の立地を促進すること。
- (4) 洋上風力発電の導入に関して、環境等への影響や地域経済への効果に関する懸念が一部の住民にあることから、再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、国では、今般のウクライナ情勢を踏まえ、再エネ海域利用法に基

づく事業者の選定等に関する審査基準の見直しが行われています。長期的、安定的かつ効率的な洋上風力発電を実現するためには、公募手続において、地域との共生に関する事項について適切に評価される必要があることから、地域の代表者である知事の意見が十分に尊重される審査基準とすることが重要です。

- (2) 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和2年12月に示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（以下「ビジョン」という。）では、洋上風力発電について、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件の形成を目指すものとされており、その達成に向けて、現在、グリーンイノベーション基金により、浮体式に関する要素技術開発が進められています。

当県では、本年12月に、秋田港及び能代港の両港湾内において、国内初となる本格的な洋上風力発電所の商業運転が開始される予定であるほか、再エネ海域利用法に基づき、4海域において大規模な洋上風力発電の導入を進めており、当県沖は、浮体式の実証海域として適しているものと考えます。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、洋上風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

- (3) ビジョンでは、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るものとされています。

港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾である秋田港及び能代港を擁し、港湾内及び一般海域における洋上風力発電の導入が進む当県は、ビジョンで示されている「競争力あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の立地について国内でも有数の適地であると考えます。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、漁業をはじめ、景観・騒音等による生活環境等への影響、地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における洋上風力発電の状況（令和4年9月末現在）



(担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、産業技術環境局
資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【要望の内容】

- (1) 地域活性化やエネルギー利用の効率化等に資する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、卒FIT電源の活用促進や、FIP制度の対象拡大・移行促進に取り組むなど、再生可能エネルギーの利用を希望する事業者に優先的に供給できる環境の整備を図ること。
また、民間企業等が行う再生可能エネルギーを活用した自家発電設備の導入に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国内有数の風力発電適地である当県において、地域偏在や出力変動の緩和を図るため、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の調査研究や実証を行い、低コスト化を含め、その技術開発の推進を図ること。
また、水素については、インフラ面及び制度面で多くの課題が存在していることから、こうした技術面の取組に加え、戦略的にインフラ整備や制度の構築に取り組むこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。
- (4) カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に加えカーボンリサイクルを進める必要があることから、CO₂の貯留可能な地層の卓越した当県において、CO₂の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や回収・有効利用・貯留（CCUS）の実証に取り組むこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成24年度のFIT制度の開始から10年が経過し、今後、卒FIT

電源の増加が見込まれることから、その継続的な活用が課題となっています。

また、今年度から開始されたFIP制度では、発電事業者と小売電気事業者による相対契約が可能となりましたが、特に再エネ海域利用法に基づき洋上風力発電を行う事業者は、地域共生策として、発電した電力をFIPにより直接地域に供給する取組が求められています。

さらに、炭素国境調整措置の導入が欧米で検討されているほか、国内でもサプライヤーに脱炭素に関する情報開示を求める大企業が増加するなど、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたCO₂フリー電力の活用への動きが世界的に加速しています。

- (2) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題となっています。

このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、風力発電によるCO₂フリー水素の製造に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。

また、再生可能エネルギーで製造した水素を、輸送することなく域内で使用することについて、その検討を行うモデル地域としても適しています。

- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化等を図るものとされています。

当県では、令和4年6月に「かたつむり山発電所（14,990kW）」の建設が決定し、令和9年3月の運転開始に向けた取組が進められており、重要電源開発地点の早期の指定が待たれています。

- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂回収・有効利用・貯留（CCUS）技術が必要とされており、当県では、沖合にCO₂貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO₂フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証の場としても条件が整っています。

（担当課室名 産業労働部エネルギー・資源振興課、生活環境部温暖化対策課）

IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進

IV-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）

内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【要望の内容】

- (1) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。
- (2) デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進を図るため、国において健康保険証や運転免許証等との一元化の時期を明確にするとともに、活用を場を更に拡大すること。
また、広報啓発活動にかかる十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を継続的に支援すること。
併せて、マイナンバーカードの申請・交付に当たり、本人確認方法を見直すなど、手続の簡素化を図ること。
- (3) 地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムの標準化のみならず、内部管理事務に関するシステムの統合・見直しについて、十分な予算を確保し継続的に支援すること。
- (4) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (5) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (6) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (7) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することにしていきます。

国では、本年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、ハード・ソフトの両面からデジタル基盤の整備を推進することにしていきますが、大都市圏に比べ収益性が低い地方においては、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

- (2) 国では、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードが令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指すとの方針を示しており、健康保険証としての利用やスマートフォンアプリによるワクチン接種証明書の取得に加え、マイナポイント第2弾など、普及に向けた取組が進められています。

また、当県ではマイナンバーカードの取得促進に向けた全県連絡会議において、大規模商業施設等への出張申請受付などの取組事例を情報共有し横展開を促すなど、市町村と連携した取組を強化しています。

マイナンバーカードを普及するためには、健康保険証や運転免許証等との一元化の時期を明確にするとともに、活用を場を更に拡大することにより、利便性を一層高めていく必要があります。

さらに、マイナンバーカードの申請・交付時において、本人確認に要する書類が多いほか、顔写真付き証明書を求められるなど、高齢者の手続や代理人の受取に対するハードルが高いことから、申請・交付手続の簡素化を図る必要があります。

- (3) 地方行政のデジタル化を進めていく上では、基幹20業務のシステム標準化などガバメントクラウドへの対応のみならず、財務会計や予算編成等の内部管理事務に関するシステムの統合やサーバのクラウドへの移行、既存システムの改修などに取り組んでいく必要があります。

- (4) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

- (5) 中小企業等の多くは、コストや人材不足等により、デジタル技術の導入が遅れていることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」と連携し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、IoT・AI等の先進技術や多様なデータの活用を進め、フレイル健診やスマート農業等の新たなビジネスモデルの創出により、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

- (6) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

- (7) 中小企業や病院等へのランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、市町村課
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

IV-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、農産局、経営局、
農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 国のスマート農業実証プロジェクト等において明らかになった成果については、生産現場への分かりやすい情報提供と技術移転に努めるとともに、スマート農業技術を指導できる人材育成の予算を十分に確保すること。
- (2) 大規模農業法人等にスマート農業を広く普及していくため、引き続き、農機等の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、一貫作業体系でのスマート技術導入に対する負担軽減措置や、経営管理システムに対する支援の充実・強化を図ること。
- (3) スマート農業の取組拡大のため、園芸作物に対応可能なスマート農機の研究開発を推進するとともに、その導入にかかる負担の軽減について、必要な予算を確保すること。

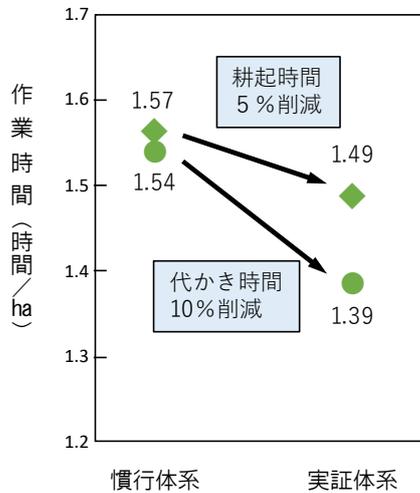
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、スマート農業の普及拡大に向け、現地におけるスマート技術実証や「秋田県スマート農業導入指針」による情報提供などのほか、秋田県立大学で実施している「スマート農業指導士育成プログラム」に普及職員等を参加させるなど指導者の育成にも取り組んでいます。
- (2) また、実証プロジェクトを通じて、スマート農業の経営的効果を検証しており、今後、担い手への取組を拡大していくためには、スマート農機の低価格化に加え、栽培や経営管理の技術をパッケージで導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。
- (3) 今後は、中山間地域での基盤整備の増加が見込まれることから、条件不利地域での省力化や収益性向上を図る上でも、果菜類収穫ロボットなど高収益な園芸作物に対応したスマート農機の開発、導入支援が必要です。

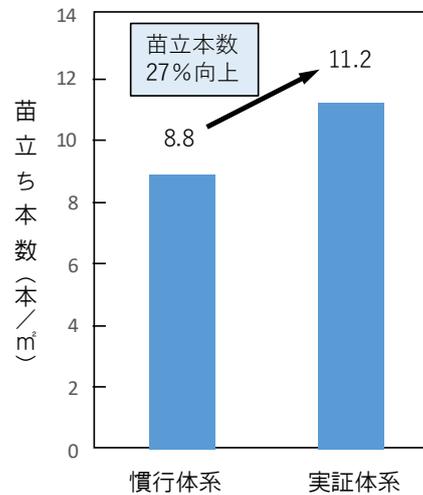
【参考資料】

1 当県におけるスマート農業の実証成果（動的干渉測位全地球的航法衛星自動操舵システムの実証）

○水田耕起・代かき作業時間削減の効果



○大豆播種作業の精度向上効果



※ 慣行体系：動的干渉測位全地球的航法衛星自動操舵システムを未使用
実証体系：同システムを使用

2 普及拡大に向けた現地実証

（国庫事業：農地耕作条件改善事業、みどりの食料システム戦略推進交付金、キクは県単独事業を活用）

〔無人ロボットと有人自動操舵の協調作業実証〕



〔ネギ直進アシストトラクターと耕起溝掘局所施肥機の実証〕



〔自動操舵とアーム式モアによる草刈り実証〕



〔キク直進アシストトラクターと耕起畝立マルチ展開局所施肥機の実証〕



（担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課）

IV-3 都道府県基幹税務システムの標準化の推進について

デジタル庁

総務省大臣官房、自治行政局、自治財政局、自治税務局

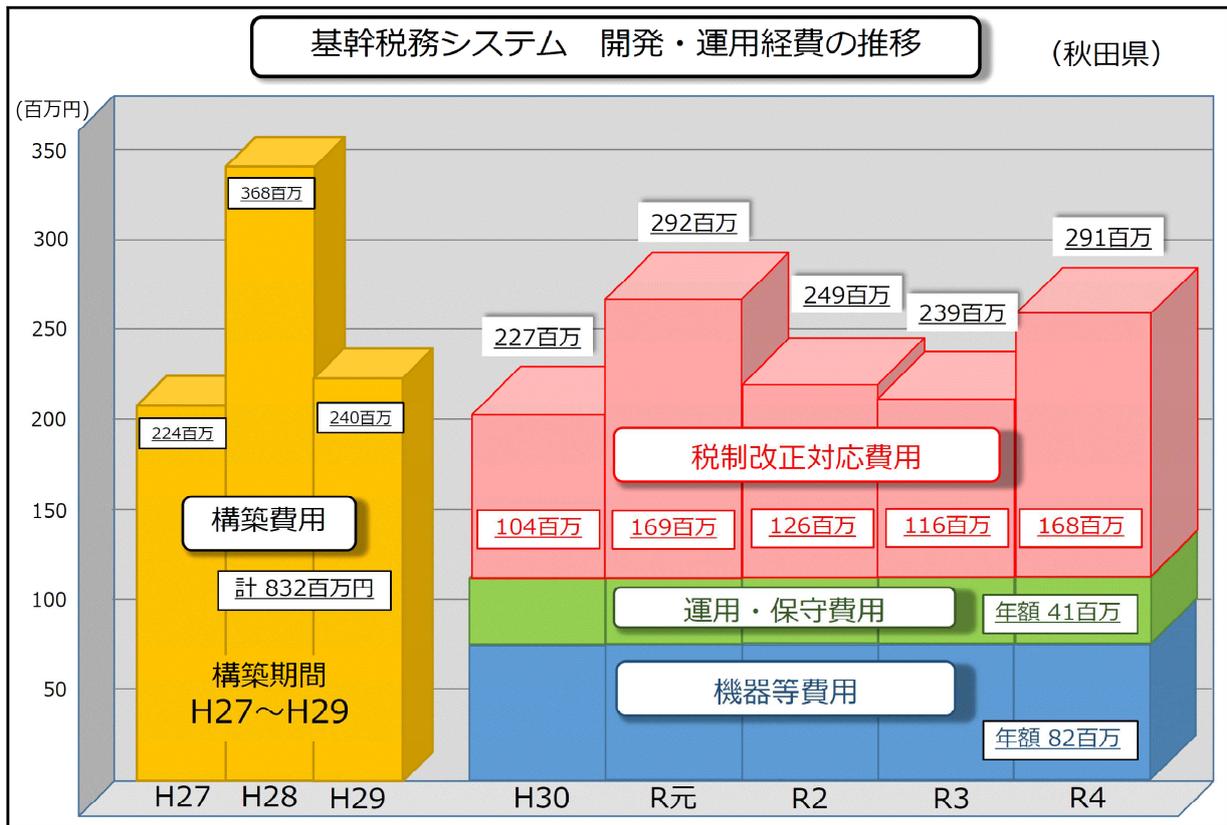
【要望の内容】

- (1) 税制改正等に伴う基幹税務システムの改修費等が地方公共団体の負担となっていることから、システムの導入・更新・維持管理に対する財政支援を行うこと。
- (2) 都道府県における基幹税務システムの標準化について、今後の明確な方向性を示すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の大規模な税制改正や納税環境の整備に伴うシステムの改修等にかかる経費については、地方公共団体の大きな財政負担となっています。
また、システムの標準化やクラウド型システムの導入についても財政負担となることから、併せて国による財政支援が必要です。
- (2) 本年1月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令」が施行され、8月には市町村税の「税務システム標準仕様書【第2.0版】」が作成されましたが、都道府県税については、検討がなされていません。
少子高齢化による人口減少社会において、地方公共団体が個別で基幹システムを開発・維持することは困難になっていくことが想定されることから、都道府県税についても業務プロセスや基幹システムの標準化について検討が必要です。

【参考資料】



- 現行の基幹税務システムの構築費用と5年間の機器等費用、運用・保守費用に加え、税制改正対応に伴うシステム改修費に総額2億1千万円を要している。

(担当課室名 総務部税務課)

V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

V-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部、
デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局、自治財政局、総合通信基盤局
文部科学省高等教育局

【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっている。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しすることに加え、産業の再配置や高速通信基盤の整備など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生の取組への支援等》

- (1) 若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生関連交付金の「デジタル田園都市国家構想交付金（仮称）」への統合後においても、現行の「地方創生推進交付金」に相当する予算について、引き続き十分に確保すること。

また、交付金を活用した事業における対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、新しい働き方の普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図るとともに、国においても、経済団体や企業に対し、リモートワークやワーケーションに関する情報提供や働きかけを一層強化すること。

《移住支援金の対象等要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、「地方創

生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）」にかかる「移住支援金」について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏の移住相談窓口等における制度周知の充実を図ること。

《ポストコロナの担い手となる人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

(4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を發揮しながら、ポストコロナ時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

《高速通信基盤の整備》

(5) DXの基礎となる5Gなど高速通信基盤については、「基幹的な公共インフラ」と位置づけ、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。

《地域の活力を維持するための地方行政のデジタル化、地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

(6) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な財政支援等を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 「地方創生推進交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地方創生関連交付金の統合後であっても、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、移住体験ツアーにかかる参加者の交通費への助成や販促物の製作にかかる経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていますが、これらは事業と密接に関連した経費であり、集客・宣伝などの事業効果に影響を与えるものでもあるため、対象経費として認めるなど、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、首都圏を中心に、リモートワークやワーケーションなどの新しい働き方が普及しています。

当県では、この状況を地方への人の流れを拡大する好機と捉え、人材誘致という視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する誘致活動を展開していますが、こうした取組を集中的に展開するため、

リモートワークを実施する企業が行う情報通信環境整備や、従業員の移住関連経費等を「デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ」の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、リモートワークやワーケーションによる地方への人の流れを一層加速するためには、地方の取組に加え、国においても経済団体や首都圏企業等に対する支援制度のPRなど、きめ細かい情報提供や働きかけを強化していく必要があります。

- (3) 「移住支援金」については、対象となる移住者・法人にかかる要件が厳しいため、令和3年度末時点の支給実績が25世帯にとどまっている状況です。

これまで、令和元年度には支給対象者の居住・通勤要件や就業先企業要件の緩和などの一部改正が行われ、令和3年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、居住・通勤要件については、直近1年以上連続かつ通算5年以上の東京23区への在住又は通勤が要件とされているなど、いまだ緩和が不十分であり、就業先企業要件についても、みなし大企業が対象外とされていること等により、地域経済牽引の中核となる企業規模が大きい誘致企業が対象外となるケースがあるなど、要件の更なる見直しが必要です。

また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏の移住相談窓口やハローワーク等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。

- (4) 近年、当県内の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム指向のエンジニアや、起業家精神にあふれるグローバル人材、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施・計画されています。

地方大学が、ポストコロナの担い手となる多様な人材を育成・輩出していくためには、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (5) 国では、本年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」を策定し、ハード・ソフトの両面からデジタル基盤の整備を推進することにしてはいますが、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなど高速通信基盤整備の遅れが懸念されます。

- (6) 全国最速のペースで人口が減少している当県において、今後とも行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、地方行政のデジタル化、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

地方行政のデジタル化を進めていく上では、基幹20業務のシステム標準化などガバメントクラウドへの対応のみならず、財務会計や予算編成等の内部管理事務に関するシステムの統合やサーバのクラウドへの移行、既存システムの改修などに取り組んでいく必要があります。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、生活排水処理の広域化・共同化など共通する課題について協議を進め、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
企画振興部市町村課、デジタル政策推進課)

V-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣府地方創生推進事務局
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

【要望の内容】

- (1) 令和5年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、令和2年度から措置された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度以降も引き続き措置し、条件不利地域に重点を置いた現在の算定方法を維持すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の長期化が地域経済に与える影響は大きく、対策経費の増嵩が地方財政にも甚大な影響を及ぼしていることから、地方公共団体が持続可能な財政運営を行えるよう十分な財源保障をすること。
また、これらの対策に充てるため措置されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち感染症対策に活用可能な「通常分交付金」を増額するなど、地方公共団体が必要とする財源について、引き続き措置するとともに、地域の実情に応じて必要な施策を躊躇なく実行できるよう、柔軟な運用を認めること。
特に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「通常分交付金」のうち、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」については、地域の感染状況に応じて感染拡大防止対策の強化等にも臨機応変に活用できるよう、運用の見直しを行うこと。
併せて、地方においても国の経済対策に合わせて年度を越えた切れ目のない対策を機動的に実施できるよう、統一的な繰越手続等について早期に方針を示すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税をはじめ、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (2) 広大な県土を有する一方、経済・地方財政が脆弱で、人口の急減が課題となっている当県においては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響しています。

このような地方の声を受けて、令和2年度は、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための歳出項目である「地域社会再生事業費」、令和3年度は、地域デジタル社会の形成に取り組むための「地域デジタル社会推進費」が新たに計上されたところですが、地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要です。

また、5Gをはじめとしたデジタルインフラの整備における都市と地方の格差や人口に占める高齢者の割合の高さなどにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしており、また、長期化する原油価格・物価高騰への対策も相まって、安定的な財政運営に支障を来していることから、当県をはじめ、財政基盤の脆弱な地方公共団体においては、今後の新たな変異株への対応や原油価格・物価高騰の長期化なども見据え、財政支援の更なる充実による財源保障が必要です。

国においては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、令和3年度補正予算や令和4年度予備費で措置されています。

当県においては、令和4年度予備費で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、原油価格・物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、きめ細かな支援を行っているところです。

しかしながら、これまでにないほどの感染拡大に対応し、医療提供体制の堅持や感染予防対策の更なる強化を図るために活用できる、令和3年度補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「通常分交付金」については既にその全額を充当し、更に多額の一般財源で対応している状況です。

地域の感染状況や経済の状況を踏まえ、柔軟かつ機動的な施策を躊躇なく実行するためには、地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を感染症対策と原油価格・物価高騰対策のいずれにも柔軟に活用できるよう、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」について運用の見直しが必要です。

また、原油価格・物価高騰については、いまだ収束の兆しが見えず、年度を越えた切れ目のない対策が必要であるほか、高騰が継続した場合にもその影響を低減しつつ持続可能な社会経済活動の構築を目指す省エネルギー設備の導入などについては、一定の期間を要することから、統一的な繰越手続等について早期に方針を示していただく必要があります。

(担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

VI-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進 について

国土交通省大臣官房、港湾局

【要望の内容】

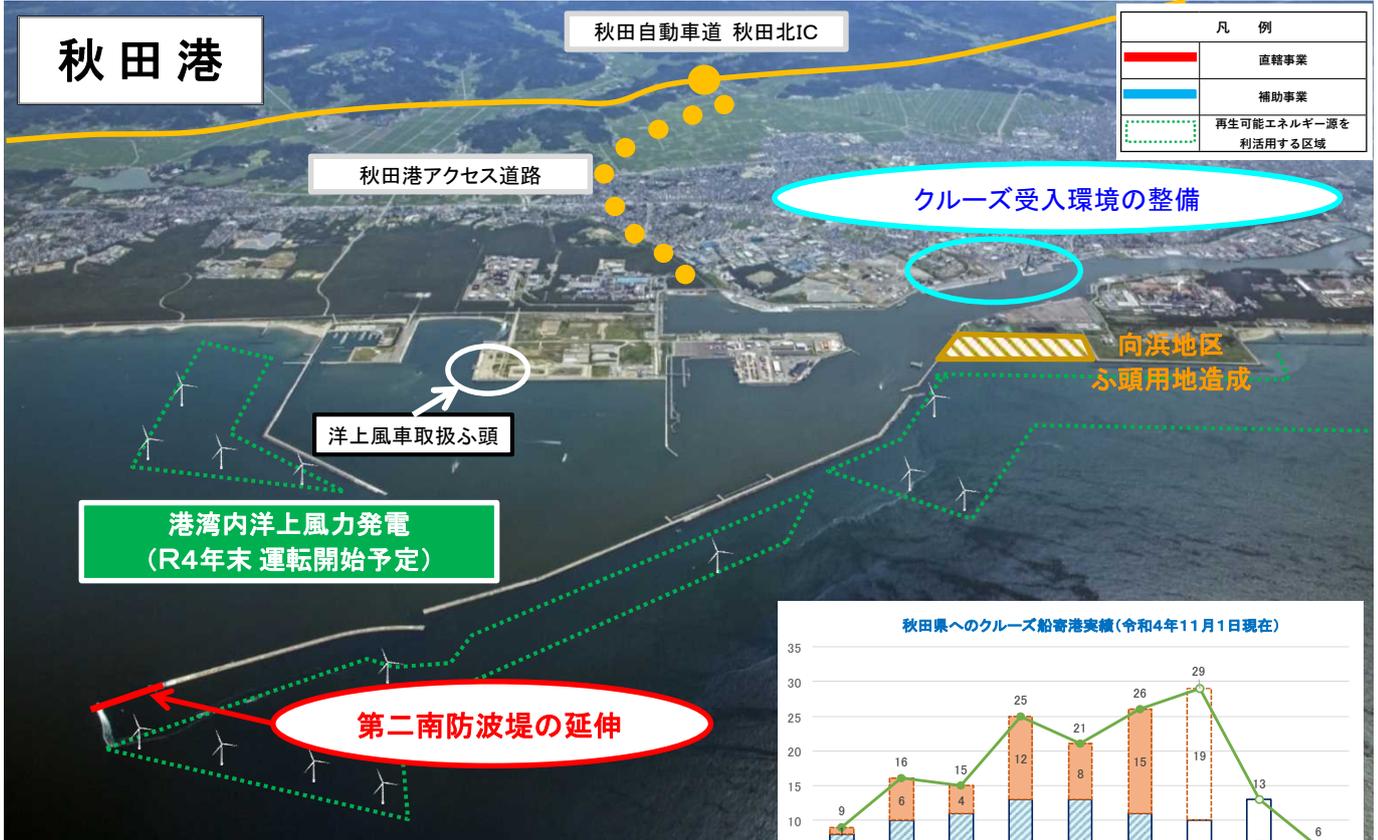
- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）に指定された秋田港、能代港について、風車の大型化に対応した機能強化を促進するとともに、両基地港湾を補完する船川港の活用に向けて、港湾計画変更にかかる技術的助言を行うこと。
また、我が国における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備推進においては、基地港湾である秋田港、能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮すること。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 船川港船揚場改良や、秋田港、能代港における施設改良（岸壁、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 水際対策が緩和されていく中、外航クルーズ船の運航再開にかかる国の方針を早期に示すこと。

【要望の背景や当県の取組】

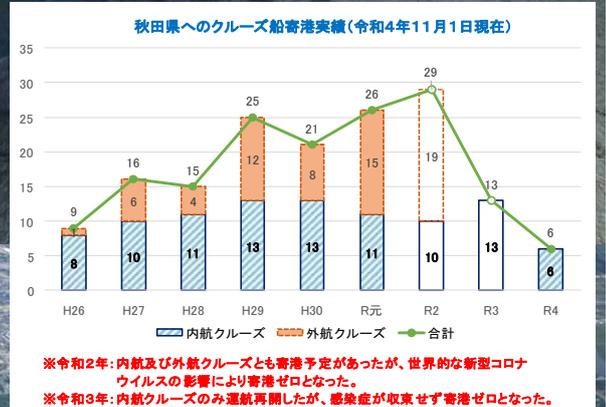
- (1) 一般海域の洋上風力発電設備の建設開始に向け、基地港湾である能代港の岸壁整備をはじめとした港湾の機能強化に当たっては、風車の大型化に対応したものとする必要があります。
また、基地港湾のあり方に関する検討会で、機能強化策として示された「補完港」の役割を担うことが可能な船川港について、洋上風力発電設備の建設基地として活用するため、港湾計画を変更する必要があります。
さらに、我が国における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備推進においては、基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、基地港湾である秋田港、能代港が継続的かつ最大限に利用されることを考慮する必要があります。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 船川港では、洋上風力発電関連の船舶にも対応した船揚場を早期に整備する必要があるほか、秋田港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 外航クルーズ船の寄港回復のため、運航再開にかかる方針を示すとともに、関係業界団体によるガイドラインの策定を支援し、安全・安心な寄港に向けた環境を整備することが必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

秋田港



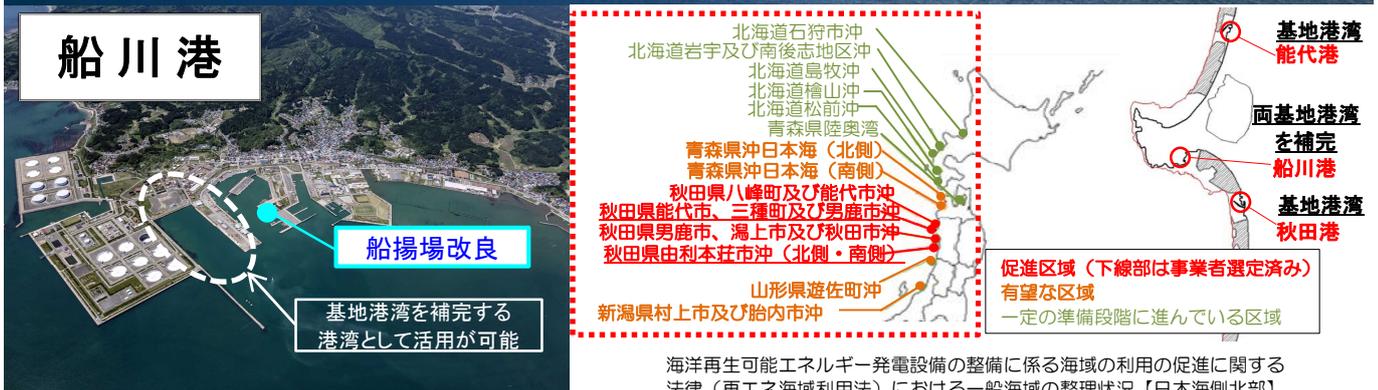
凡 例	
—	直轄事業
—	補助事業
 	再生可能エネルギー源を 利活用する区域



能代港



船川港



海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)における一般海域の整理状況【日本海側北部】

(担当課室名 建設部港湾空港課)

VI-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について

中小企業庁
厚生労働省職業安定局

【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者を支援するため、今後の経済動向・事業者の実情を注視しながら、事業者向け給付金の支給や資金繰り支援策、需要喚起策の実施など、幅広く手厚い支援策を機動的に講じること。
- (2) 事業者の資金繰り支援については、過剰債務など厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえ、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化すること。
- (3) 雇用調整助成金の特例については、本年12月以降の取扱いについて雇用情勢を見極めながら助成内容を検討することとされているが、事業者の経営が一定程度回復するまで継続すること。
- (4) 中小企業等事業再構築促進事業については、ウィズコロナ・ポストコロナの社会経済情勢の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換等に、より多くの中小企業・小規模事業者が取り組めるよう、事業計画における付加価値要件の見直しなど柔軟な制度運用とすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業で売上が激減するなど業況が悪化しているほか、資材不足や原材料・原油価格の高騰等が相まって、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金、事業復活支援金などにより、これまで急場をしのいできていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、特に固定費の負担が大きく、企業体力が著しく疲弊してきています。
- (2) また、感染症の拡大に対応して拡充された融資制度を活用し、これまで経営を維持してきた企業については、返済が本格化する時期を迎えており、事業者の資金繰りを支援していくことが必要です。

- (3) 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に対応し、雇用調整助成金の特例措置の延長による支援が必要です。
- (4) 今後は、中小企業・小規模事業者においても、業態転換等に取り組んでいくことの重要性が増してくることから、中小企業等事業再構築促進事業について、柔軟な制度運用とし、多くの企業が取り組めるような支援制度にすることが必要です。

(担当課室名 産業労働部産業政策課)

VII 攻めの農林水産業の振興

VII-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、
畜産局、農村振興局、林野庁

【要望の内容】

- (1) 食料安全保障の強化が求められる中、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 「農業農村整備事業」に加え、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」など、農業の持続的発展に向けた予算を十分かつ継続的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPの発効を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を全県域に各50か所以上整備するなど、農畜産物の出荷量拡大を図ってきた結果、令和2年には、米以外の農業産出額が過去20年で最高となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「農業農村整備事業」のほか、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、増頭奨励金を含む「畜産クラスター事業」等を活用し、地域の実情に応じた支援を行うことが不可欠であることから、予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業等の実績と計画

(単位：百万円)

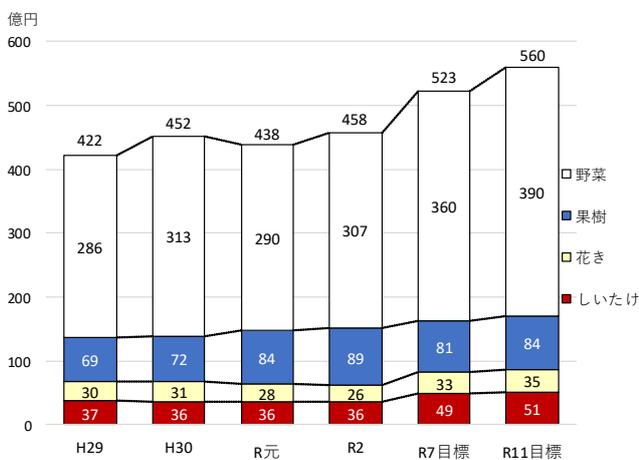
予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和3年度実績 (R2補正)	大館市田代地区、藤里町矢坂上野地区、大仙市 内小友地区、秋田市金足地区、横手市など 計12地区	2,548	1,158
令和4年度計画 (R3補正)	能代市比八田・外荒巻地区、八峰町峰浜地区、 由利本荘市大内地区など 計5地区	462	208
令和5年度計画 (R6以降含む)	能代市、秋田市、由利本荘市、にかほ市など 計17地区	2,782	1,370

2 畜産クラスター事業の実績と計画

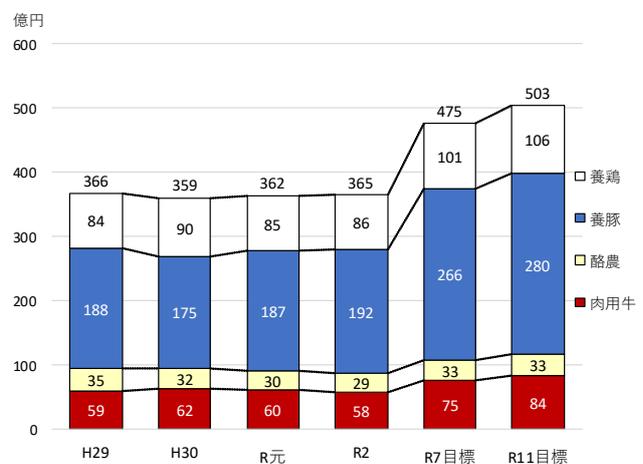
(単位：百万円)

予算時期等	地区名	事業費	補助金
令和3年度実績 (R2補正)	北秋田市鷹巣地区、秋田市河辺地区 計2地区	3,500	1,565
令和4年度計画 (R3補正)	北秋田市鷹巣地区 1地区	4,782	2,170
令和5年度計画 (R6以降含む)	大仙市中仙地区、大仙市協和地区、横手市平鹿地区 など 計6地区	8,360	3,800

〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕



(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

VII-2 「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて

農林水産省農産局、農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

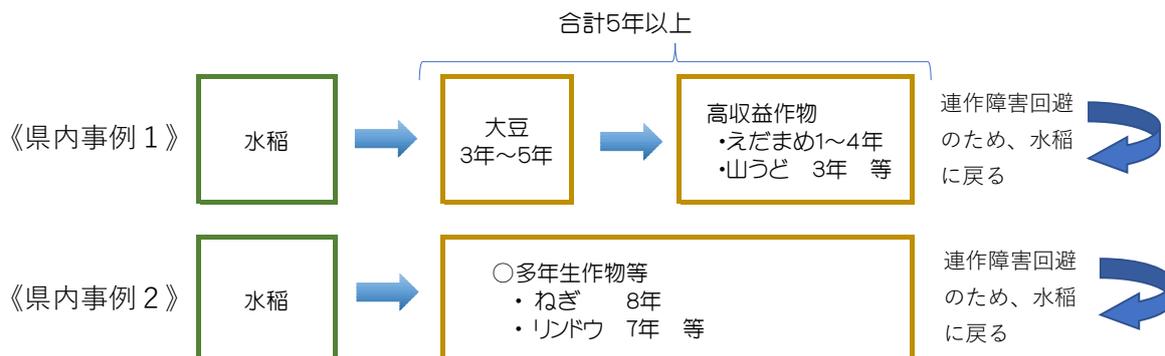
- (1) 「水田活用の直接支払交付金」の見直しに当たっては、生産性向上の観点から、5年を超えて輪作するほ場も交付対象とするなど、現場の実情に沿った運用となるよう配慮すること。
- (2) 畑地化する場合には、排水対策や大豆＋トウモロコシ等の地域に合った輪作体系の確立など、生産性と穀物自給率の向上に向けた取組を促し、経営を維持できるよう対策を講じるとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (3) 食料安全保障の観点から、条件不利な農地が農地として面的に保全されるよう、地域の活性化や産地形成に寄与しつつ省力的に栽培できる作物への転換を推進するとともに、生産の持続性を確保するための対策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県で本年5～6月に実施したアンケート結果によれば、ねぎやリンドウなどの園芸作物において、病害虫防除や排水性の確保等の観点から、5年を超える田畑輪換を実施し、生産性を向上させている事例があります。
- (2) 県では、「田畑輪換及び畑地化マニュアル」を策定し、田畑輪換を行う農業者に対しては、畑作時の排水対策や畑地化復田時の肥料設計等の技術指導を行い、畑地化する農業者に対しては、輪作や排水対策など単収等向上に向けた技術の確立・普及に取り組むことにしています。
- (3) 特に、そばや大豆においては、作付を中止したり、借地を返すことにより、耕作放棄地の発生につながるおそれがあり、条件不利な農地を農地として維持していくための対策が必要です。

【参考資料】

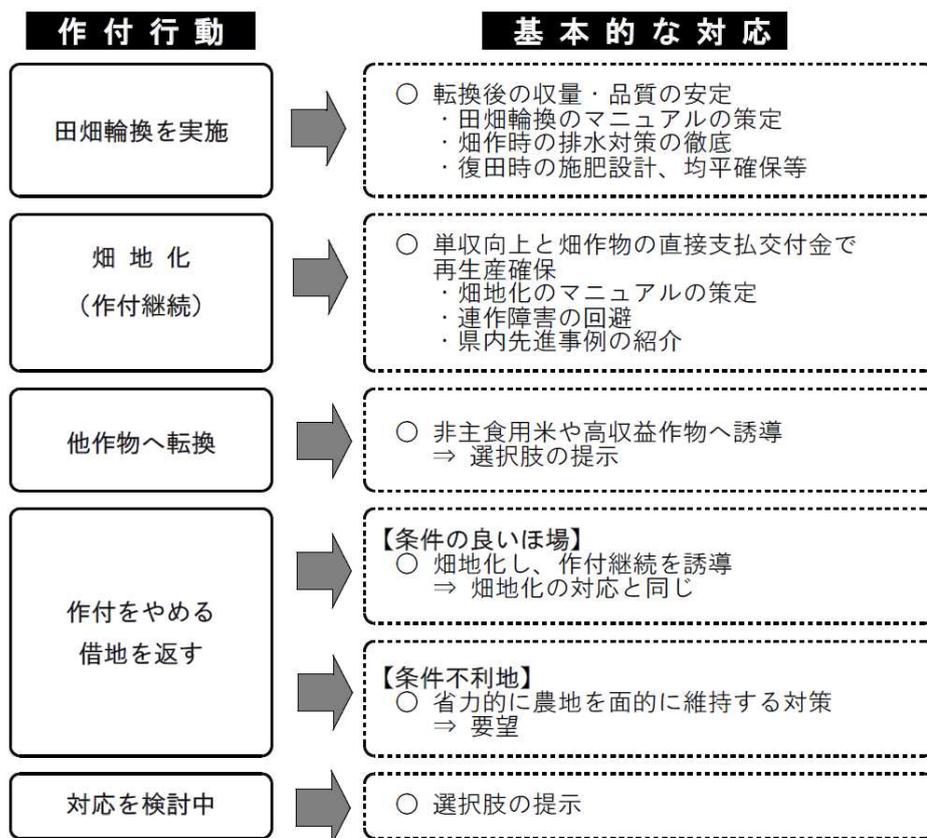
1 田畑輪換の組み合わせ事例（アンケート結果）



2 農業者の今後の作付見通し（アンケート結果）

作付行動	大豆	そば
ア 交付対象となるよう、田畑輪換を実施	41%	7%
イ 畑地化して作付を継続	8%	12%
ウ 他作物への転換	4%	4%
エ 作付をやめる・借地を返す	34%	60%
オ 対応を検討中	13%	17%

3 作付行動に対する基本的な対応（各作物共通）



(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VII-3 農業農村整備事業の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【要望の内容】

農業農村整備事業は、高収益作物への転換や担い手への農地集積、スマート農業の導入に不可欠であるほか、農村地域の安全・安心を確保するためにも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備をはじめとする各種施策を強力に推進した結果、令和2年の農業産出額において、米以外の産出額が過去20年で最高となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 収益性の高い生産構造への転換やスマート農業の普及拡大には、ほ場整備が不可欠であり、引き続き、農地中間管理事業、園芸振興施策と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点的に実施することとしています。
- (3) 農業水利施設の適切な維持管理のためには、施設の計画的な長寿命化や防災減災のための補修・更新等が必要なほか、電気料金や資材価格の高騰を踏まえ、農業者の負担軽減を図ることが必要です。
また、本年8月に発生した豪雨災害において、多くの農地・農業用施設が被災しており、激甚化する自然災害に向けた農村地域の強靱化が改めて強く求められています。
- (4) 農業用水の安定供給等を図り、地域農業の経営安定化につなげるため、県内5地区で実施している国営かんがい排水事業の計画的な推進と能代二期地区の事業採択に向けた地区調査の実施が必要です。
- (5) 農業・農村の持続的な発展に向け、こうした取組を集中的かつ計画的に実施していくためには、必要な予算を安定的に確保することが重要です。

【参考資料】

〔ほ場整備と園芸メガ団地整備の連携〕



畑屋中央地区（大仙市・美郷町）：きゅうりハウス団地



上川沿地区（大館市）：枝豆団地

〔農業水利施設の補修・更新〕



皆瀬(2)地区（横手市）：幹線用水路の長寿命化対策



戸村地区（五城目町）：頭首工の改修

〔ため池の防災・減災対策〕



R4年8月豪雨による農業用ため池の決壊（三種町）



市ノ坪地区（潟上市）：防災重点農業用ため池の改修

（担当課室名 農林水産部農地整備課）

VII-4 農地中間管理事業の着実な推進について（拡充）

農林水産省経営局

【要望の内容】

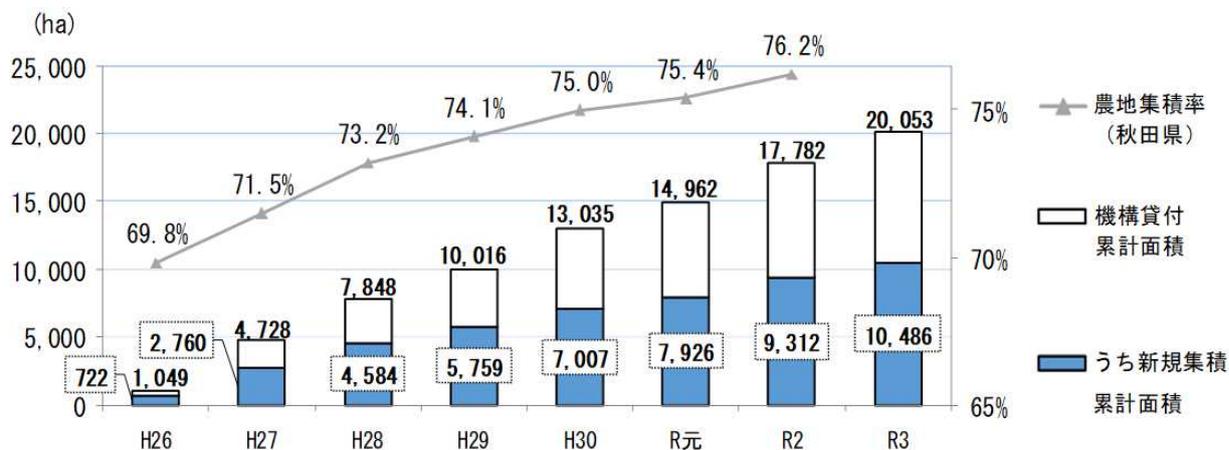
- (1) 農地の賃貸借契約の更新業務等が増加する中、農地バンクが公的機関として、農地を長期間にわたりしっかりと管理していくことができるよう、農地中間管理機構事業の予算を安定的に確保すること。
- (2) 地域計画の目標地図を作成するため、デジタル地図（eMAFF地図）等のシステムを現場の担当者が早急に活用できるようにするとともに、作成主体となる農業委員会の体制強化に向けた予算を確保し、その活動を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度の担い手への農地集積率90%を目標に、関係機関が連携協定を締結し、推進チームを設置するとともに、農地バンクの現地相談員を配置するなど、現場の推進体制を強化しています。
また、ほ場整備や園芸メガ団地整備との一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。
一方で、契約件数の増加に伴い、期間が満了した契約の更新や中間保有地の管理業務など、農地バンクの事務量は増加傾向にあります。
- (2) 目標地図の作成に当たっては、農地の出し手・受け手の意向調査結果をスムーズに反映できるシステムの速やかな現場への導入や、目標地図の作成に必要な人材の確保など、農業委員会の体制強化が必要です。
また、農地情報を効率的に活用するためには、デジタル地図や水土里情報システムなど、関連するシステムの一元化を図っていく必要があります。

【参考資料】

当県における農地集積の推移



<全国順位>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
単年度貸付面積	7	5	3	3	2	4	2	3
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	3	2	2

(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VII-5 肥料の安定供給と価格高騰対策について（拡充）

農林水産省農産局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 国際情勢が激動する中、肥料の安定供給を図るとともに、価格高騰の長期化を見据え、中長期的な視点で支援対策を講じること。
- (2) 大規模農家に対し、施肥低減体系を広く普及するため、可変施肥機やセンシングデータを活用した施肥量の最適化など、スマート施肥技術の導入に関する支援を充実すること。
- (3) 化学肥料低減体系への転換を促進するため、高度な肥効調節型肥料や、肥料効率が高いスーパー品種など、民間企業と連携した開発を進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、肥料価格高騰の長期化が想定され、大規模な担い手を中心に経営への影響が更にな大きくなると見込まれることから、農業者の不安が広がらないよう、肥料の安定供給と、価格高騰による経営への影響を緩和させるため、中長期的な視点で支援を行っていくことが重要です。
- (2) また、当県においても、「肥料価格高騰対策事業」の活用と併せ、土壌分析や園芸作物の局所施肥機の導入支援を図るなど、化学肥料低減体系への転換を進めていくことにしておりますが、今後、大規模農家において施肥低減の取組を拡大していくためには、可変施肥機やセンシングデータを活用した施肥量の最適化など、スマート施肥技術の開発や機械導入について支援を充実させる必要があります。
- (3) さらに、中長期的な視点から、化学肥料低減体系への転換を一層促進していくため、作物の生長に合わせた肥効調節型肥料や、肥料の利用効率が高いスーパー品種の開発等を、民間企業と連携して進める必要があります。

【参考資料】

「肥料価格高騰対策事業」の活用に向けた当県の肥料低減体系転換への取組概要

○ 肥料低減対策支援事業（県単独事業）

（１）土壌分析支援事業

大規模農家等が、収量・品質を確保しながら肥料低減を図るための土壌分析の取組を支援。

- ・ 助成内容 土壌分析に要する経費
- ・ 補助率 1 / 2 以内

（２）園芸肥料低減技術導入支援事業

ア 局所施肥機導入支援事業

施肥低減につながる局所施肥機について、導入経費の一部を支援。

- ・ 助成対象 園芸作物用の局所施肥機の導入経費
- ・ 補助率 1 / 2 以内

イ 肥料低減技術の確立

畝用・局所施肥機による肥料低減技術を確立するため、農業試験場で新技術を実証。

〔局所施肥のイメージ〕



植え溝用・局所施肥機



畝用・局所施肥機

（担当課室名 農林水産部水田総合利用課）

VII-6 燃油や飼料等の価格高騰対策について

農林水産省農産局、畜産局
林野庁

【要望の内容】

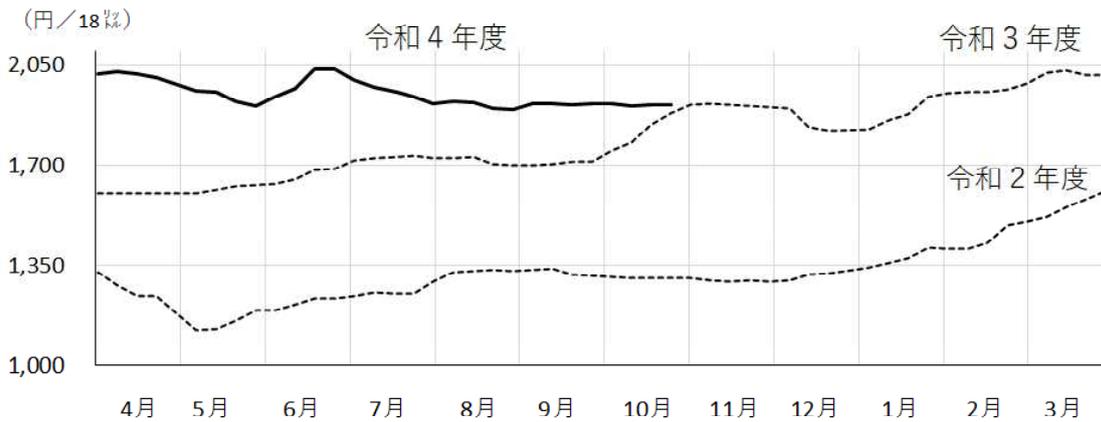
- (1) 施設園芸セーフティネット構築事業について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和するとともに、対象品目にきのこと類を追加するなど、農家が使いやすい制度にすること。
- (2) 配合飼料価格が高値で推移していることから、価格安定制度の財源を継続的に確保するとともに、価格が高止まりした場合でも発動されるように制度を見直すほか、稲わらや牧草など自給飼料の確保対策について強化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

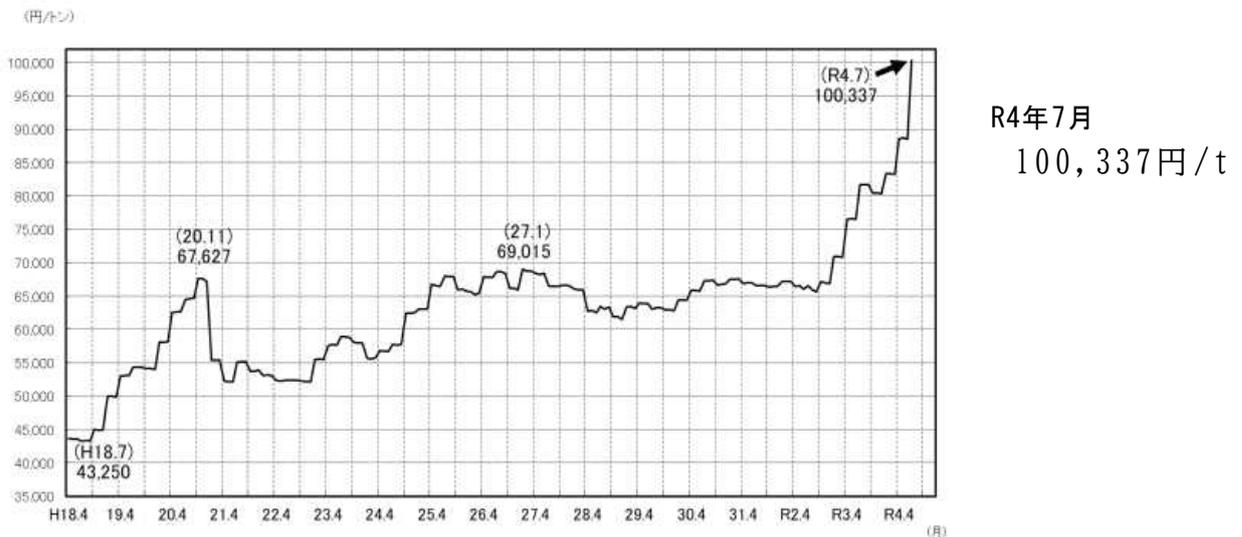
- (1) ウクライナ情勢や原油価格高騰の影響により、農業資材等の価格上昇や調達難などが懸念されており、今後の供給について、農業者に不安が広がっています。
- (2) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、既に二重被覆等の対策が講じられており、施設園芸セーフティネット構築事業の要件である燃油使用量15%削減（2回目以降30%削減）は難しい状況となっています。
- (3) 当県のしいたけは、京浜市場への出荷量が全国1位になるなど、大きく生産を伸ばし、周年農業の中心品目となっていますが、今般の燃油高騰は経営を大きく圧迫しています。
- (4) 配合飼料価格安定制度は、過去1年の平均価格が基準となるため、価格が高止まりした場合補填がなくなることから、高騰前の価格を基準とするとともに、自給飼料の確保とコスト低減の取組が重要となります。

【参考資料】

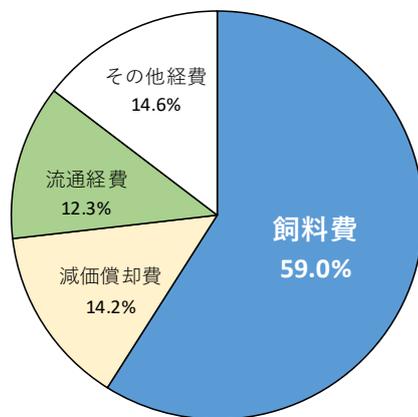
○県内の灯油小売価格の推移（出典：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」）



○配合飼料工場渡価格の推移（資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」）



○酪農経営に占める各経費の割合（資料：県農林水産部「作物別技術・経営指標(2020年版)」）



(担当課室名 農林水産部園芸振興課、畜産振興課)

VII-7 豚熱のまん延防止対策の徹底について（拡充）

農林水産省消費・安全局

【要望の内容】

- (1) 本年8月、当県において野生イノシシの豚熱感染が初めて確認され、養豚場への感染リスクが高まっていることから、経口ワクチンの散布地域の拡大に必要な予算を確保すること。
- (2) 豚熱ウイルスの侵入を防止するため、ワクチン接種経費への特別交付税措置のほか、地方空港における探知犬の配備や靴底消毒への支援、養豚場等における消毒薬散布機や防鳥ネット等の購入支援を継続すること。
- (3) 産業動物の獣医師を確保するため、産業動物獣医師修学資金について、十分な予算を確保すること。

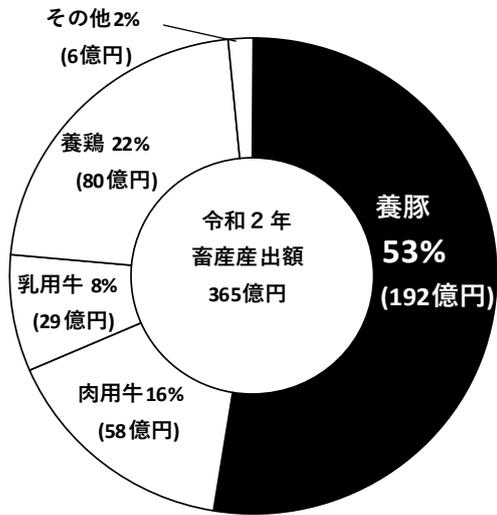
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 隣県での発生の急増に加え、県内で野生イノシシの豚熱感染が初めて確認されるなど、養豚場での感染リスクが高まっており、まん延防止の観点から、経口ワクチンの散布地域の拡大が必要です。
- (2) ワクチン接種の継続に伴い、ワクチンや抗体検査試薬の購入費など、都道府県の負担が増加することから、特別交付税措置の継続が必要です。
- (3) 郵送による肉製品の国内流入が後を絶たないことに加え、今後は入国規制の緩和により、旅行者による肉製品の持ち込みの増加が懸念され、我が国への豚熱ウイルス等の侵入リスクが高まっているため、引き続き、地方空港への検疫探知犬の配備、養豚場等での消毒、野生鳥獣の侵入防止等の徹底が必要です。
- (4) 豚熱等重大な動物感染症の発生が危惧される中、産業動物獣医師の不足により防疫措置に支障を来さないためにも、産業動物獣医師を目指す学生への修学資金制度等の十分な予算の確保が必要です。

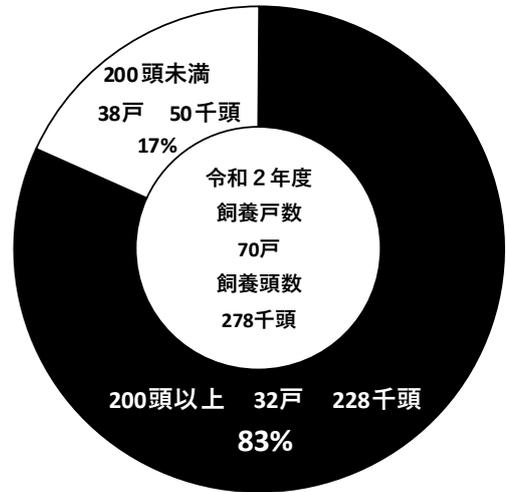
【参考資料】

1 当県における養豚業の状況

〔畜種別農業産出額の割合〕



〔大規模化が進展（繁殖雌豚飼養規模別頭数）〕



2 大規模養豚団地におけるワクチン接種



〔小坂町：ポークランドグループ〕



〔ワクチン接種〕

3 県内空港における靴底消毒マットの設置状況



〔秋田空港〕



〔大館能代空港〕
(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

VII-8 水産基盤整備事業の予算確保について

水産庁

【要望の内容】

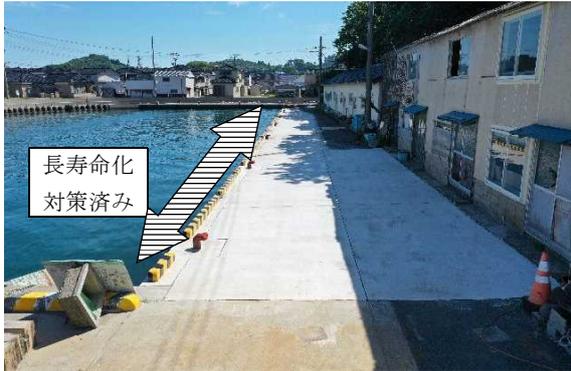
- (1) 「水産基盤整備事業」により、漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備することは、水産資源の維持・増大や漁業者の所得向上を図る上で不可欠であることから、必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 地形的要因により養殖が困難な当県海域において、漁港を養殖等に活用することによって、安定した漁業所得の確保ができるよう、養殖生産拠点の整備を積極的に支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策を計画的に実施するとともに、マダイ・ヒラメの中間育成や放流などつくり育てる漁業を推進しています。
- (2) ハタハタの産卵場や保育場として、ブルーカーボンとなる藻場の造成や、メバル類の増殖、サワラ等の集魚を狙った魚礁の設置等を行い、資源の維持・増大と生産量の向上を目指しています。
- (3) 八峰町岩館地区の若手漁業者グループが、養殖事業者と連携して漁港内でサーモン養殖に試験的に取り組み、目標を上回る成果を上げたことから、本格養殖に向け、令和5年度の国補助事業の採択を目指しています。
- (4) 漁港を活用した養殖の取組は、地形的に養殖が困難とされる当県における水産業の新しい形としてモデル性があり、漁業者の所得の向上のみならず、若手漁業者の確保や地域活性化にもつながることから、県内全域の県管理漁港で養殖可能性調査を行うことにしています。
- (5) 水産業の持続的な発展に向けて、こうした取組を展開していくためには、必要な予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の実施状況



〔岸壁の長寿命化対策〕



〔藻場造成〕

2 岩館漁港でのサーモン養殖試験の結果

- 飼育期間：R3.12.27～R4.5.28（5か月）
- 池入尾数：500尾
- 生存率：81%（目標80%）
- 平均体重：3.8kg（目標3.5kg）
- 価格：1,700円/kg（目標1,000円/kg）



〔試験養殖用生け簀〕

3 岩館漁港養殖生産拠点整備計画



（担当課室名 農林水産部水産漁港課）

VII-9 森林病虫害等防除対策予算の確保について

林野庁

【要望の内容】

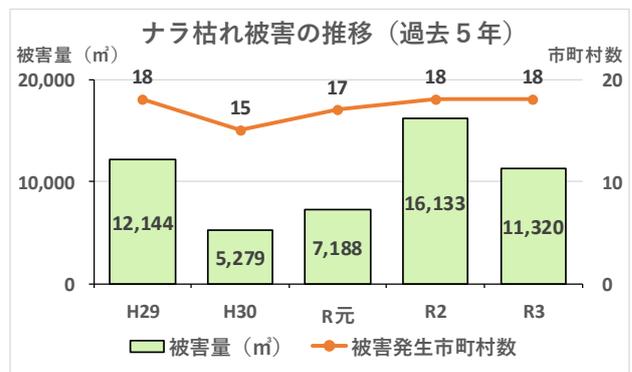
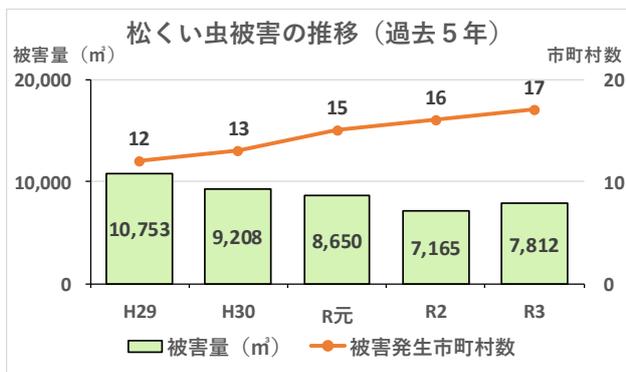
- (1) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) ナラ枯れ被害の拡大防止に有効な奥地老齢ナラ林の若返りを促進するため、森林整備事業の更新伐の要件を緩和すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等により防除に取り組んでいますが、沿岸部では依然として高い水準で被害が発生しており、今後も徹底した対策の継続が必要です。
- (2) ナラ枯れについては、森林病虫害等被害対策事業を活用した防除のほか、森林整備事業に県単独事業を組み合わせ、奥地の老齢ナラ林の伐採や更新を促進し、被害の拡大防止を図っていますが、依然として広範囲で被害が発生しているため、森林整備事業の更新伐が奥地でも可能となるよう、要件の緩和が必要です。

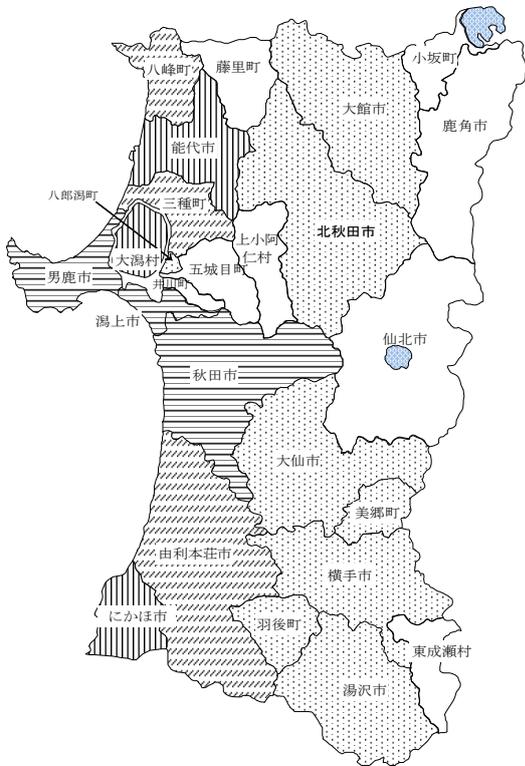
【参考資料】

1 被害量の推移

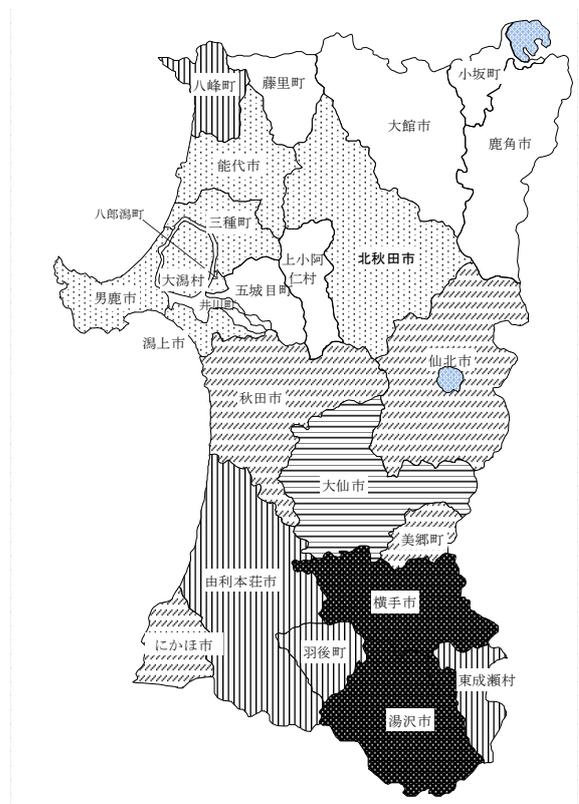


2 令和3年度森林病虫害被害状況

(1) 松くい虫



(2) ナラ枯れ



凡 例	
	2,000m ³ 以上
	1,000~2,000m ³ 未満
	500~1,000m ³ 未満
	100~500m ³ 未満
	1~100m ³ 未満
	なし

3 被害対策の状況



〔松くい虫薬剤散布（地上散布）〕



〔ナラ枯れ伐倒駆除〕

(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VII-10 森林・林業担い手育成対策予算の確保について

林野庁

【要望の内容】

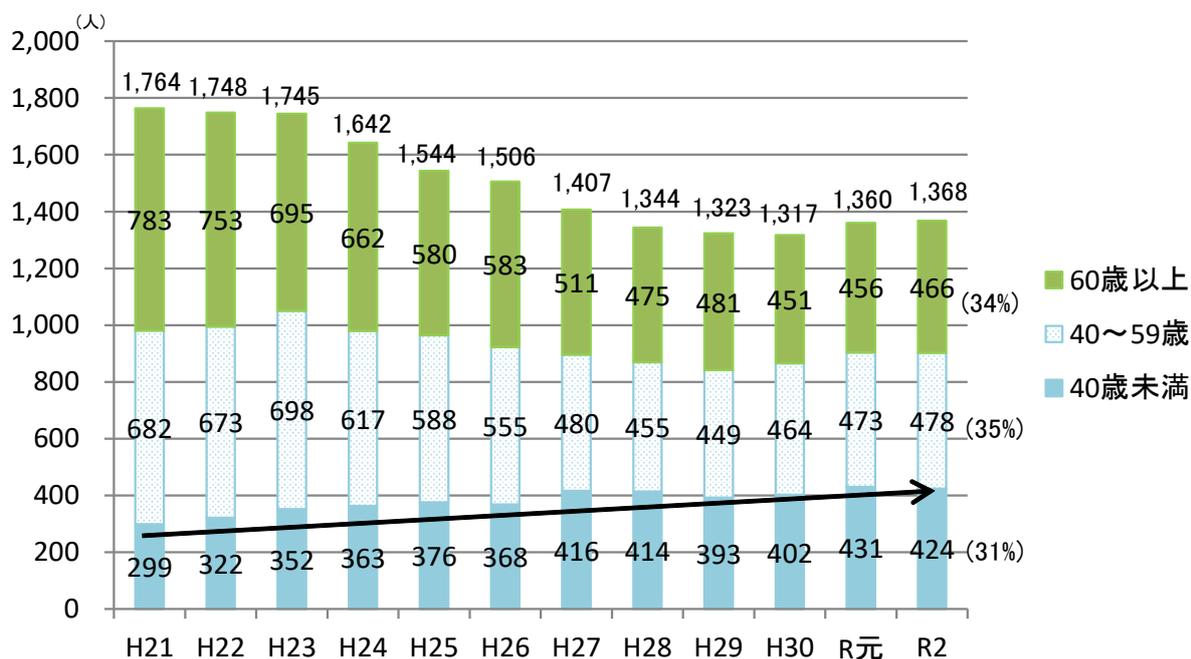
- (1) 林業の新規就業者の確保や森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を育成できるよう、森林・林業担い手育成対策の予算を十分に確保すること。
- (2) 特に、林業への就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源を有する当県では、資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるため、高い技術力を持つ人材の確保・育成に力を入れた結果、40歳未満の林業従事者が増加するなど、その成果が着実に現れてきています。
- (2) 今後、素材生産量が増加し、再生林の拡大が見込まれる中、林業従事者の多能工化や森林施業の低コスト化・省力化に対応できる人材の育成が喫緊の課題になっています。
- (3) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、高性能林業機械の操作・メンテナンスや労働安全衛生に関する実習など、現場作業に必要な技術の習得に加え、令和3年度からは、UAV等を用いた効率的な施業プランの作成など、デジタル技術を活用した実習をカリキュラムに取り入れるなど、今後の林業を見据えた実践的な研修を実施しています。
- (4) 全国的に林業大学校等が増加する中、今後も、林業への就業を希望する若者が、質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

1 当県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	給付額/人(11か月)
R 2	31	43,989	1,419
R 3	34	45,322	1,333
R 4 (9月1日現在)	31	※36,047	1,162
R 5 要望見込み	31	43,989	1,419

※令和4年度要望額 43,989千円 (31人×1,419千円/人) に対する内示額

3 秋田林業大学校の研修状況



〔機械操作実習〕



〔伐採実習〕



〔メンテナンス実習〕



〔ドローンによる森林調査実習〕

(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VII-11 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（新規）

総務省自治税務局
林野庁

【要望の内容】

- (1) 森林経営管理制度による森林整備に加え、主伐後の再造林が本格化する山間部の森林整備に、森林環境譲与税を一層活用できるよう、都市部より森林が多い市町村に譲与税を多く配分すること。
- (2) 特に、林野率の補正を引き上げるほか、市町村の森林面積や林業従事者数に重点を置いた譲与基準に見直すこと。

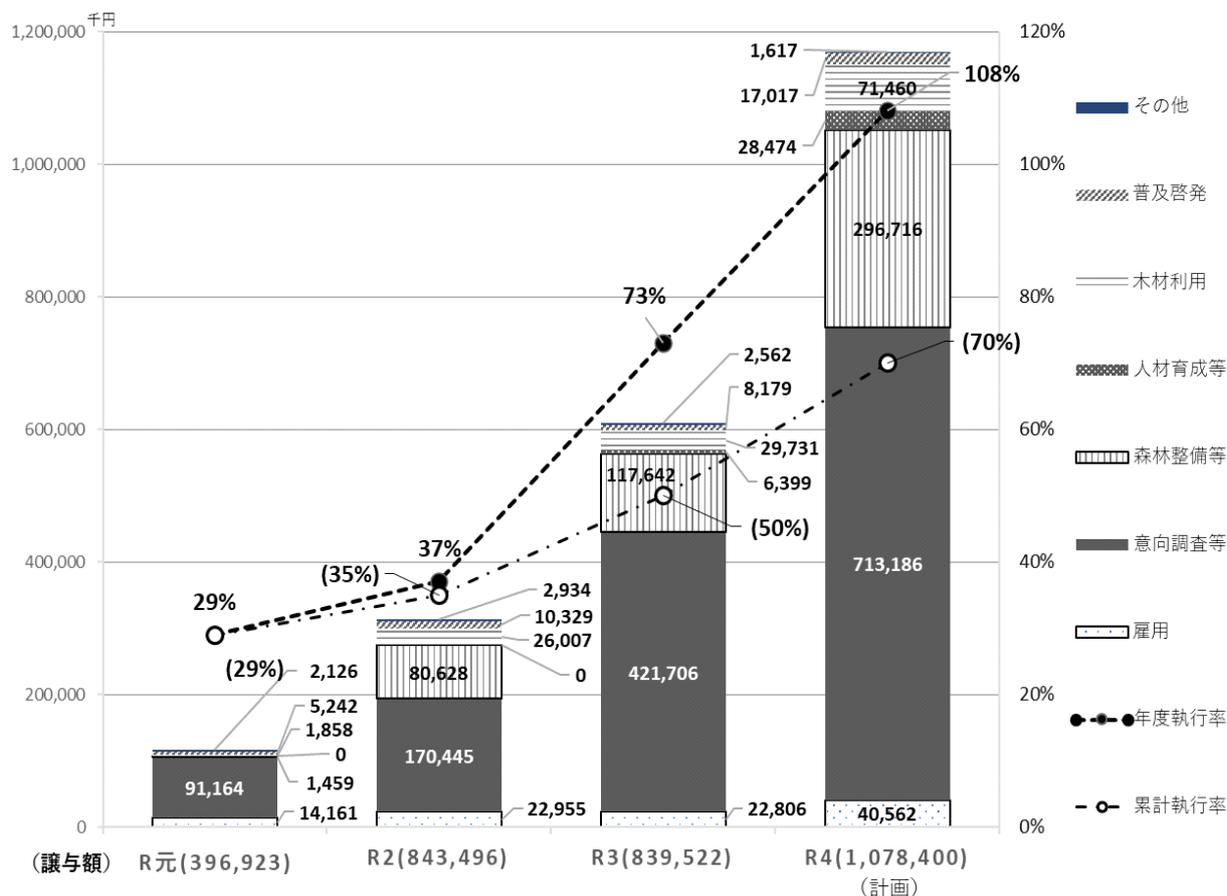
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源を有する当県では、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」及び「森林経営管理法」の成立後、地球温暖化や災害防止を目的とした森林整備を促進するため、県と市町村等が連携し、森林経営管理制度等に基づく取組を着実に推進しています。
- (2) 県内市町村の森林環境譲与税の執行割合は、令和3年度に70%を超え、令和4年度予算では100%を超えるなど、譲与税を活用した取組が進んでいます。
また、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を終えた森林面積は、約23,000haに達し、今後、間伐等の森林整備の増加が見込まれています。
さらに、利用期を迎えたスギ人工林の循環利用を推進するため、主伐後の再造林にも積極的に取り組む必要があります。
- (3) 当県においても、市町村の取組が円滑に行われるよう、令和元年度から県内4か所に森林経営管理支援センターを設置し、市町村の実情に応じた指導・支援や森林情報のデジタル化を進めているほか、森林整備を担う人材の確保・育成に積極的に取り組んでいます。

(4) こうした取組を加速するため、林野率の補正を引き上げるとともに、森林面積や林業従事者数に重点を置いた譲与基準に見直すなど、森林面積が大きい山間部の市町村に譲与税を多く配分する必要があります。

【参考資料】

1 県内市町村の森林環境譲与税の執行額の割合



2 全国・県内の市町村別譲与額の上位市町村

全国順位	市町村名	R3年度譲与額(千円)	県内順位	市町村名	R3年度譲与額(千円)
1	横浜市	305,212	1	由利本荘市	131,536
2	浜松市	258,962	2	秋田市	97,810
3	大阪市	236,228	3	北秋田市	79,000
4	田辺市(和歌山県)	224,113	4	大館市	63,123
5	静岡市	216,026	5	湯沢市	56,169

(担当課室名 農林水産部森林整備課)

VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

VIII-1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備の促進について

総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じることを。また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であることから、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からも、支援策の具体化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、東北新幹線との直通運転により首都圏との速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間の新仙岩トンネル整備事業を計画しており、現在、協力して事業化に向けた検討を進めています。
- (4) その第一歩として、令和3年7月には、当県と東日本旅客鉄道株式会社との間で覚書を締結し、当事業の推進に向けて相互に連携しながら取り組むことにしたほか、県議会の承認も得た上で同年10月には協定書を締結し、事業化に向けて必要な調査を協力して行うことにしており、今年度は地権者の把握や立入りに向けた協議等を実施しています。
- (5) 令和元年度に当県において新仙岩トンネル整備に伴う経済波及効果等を推計したところ、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれることに加え、遅延・運休による社会的損失の回避が期待されるとの結果を得ています。
- (6) 当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」が要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。
- (7) 人口減少やモータリゼーションの進展に加え、新型コロナウイルスの影響等により、首都圏においても鉄道利用者が減少し、コロナ禍収束後も回復しないことが予想される中で、東日本旅客鉄道株式会社の収益力は低下しており、厳しい経営環境が続くものと見込まれています。

【参考資料】

1 秋田新幹線運行概要

運転区間	東京-秋田間 662.6km (東京-盛岡間 535.3km 盛岡-秋田間 127.3km)
最高速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h
所要時間	東京-秋田間 最速3時間37分
運転本数	東京-秋田間 15往復/日 計16往復/日 仙台-秋田間 1往復/日



2 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果

主な効果等	内 容
トンネル整備（建設投資）による経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客数増加による経済波及効果	年間 約6億円（約4万人増加）
時間短縮による利用者便益	年間 約11億円（約7分間短縮）
その他の効果	○防災対策強化による安全性向上 ○交流人口拡大による地域活性化

4 J R東日本が実施する調査への協力

調査目的	トンネル整備計画の早期実現を図るため、事業化に不可欠な調査をJR東日本と協力して実施
主な調査項目	地質調査（ボーリング調査、弾性波探査等） 詳細地表踏査、水文調査等
調査期間	令和3年10月～令和5年度



（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VIII-2 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施させ、整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

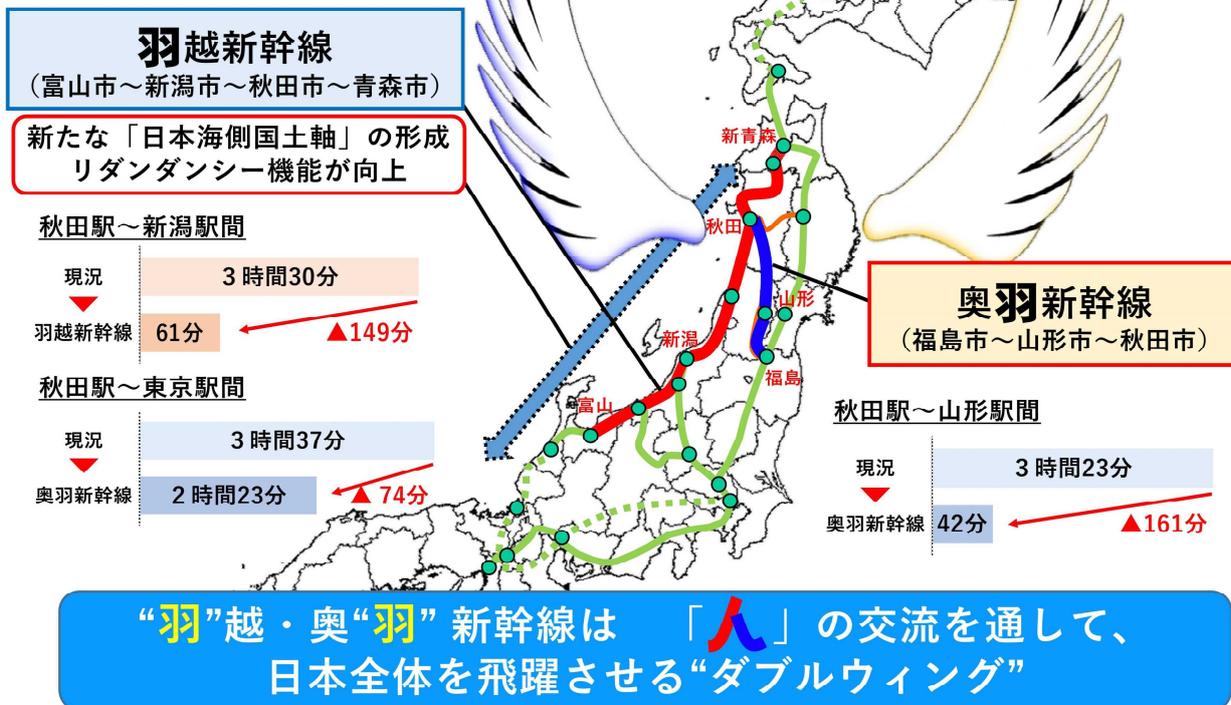
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の完成予定であるなど、整備に一定の目途が立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線は、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査が早期に実施されるなど、整備の促進が図られる必要があります。
- (4) 令和3年6月に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によれば、両新幹線の整備によって首都圏や沿線都市との所要時間の大幅な短縮が見込まれ、投資効率性の評価指標となる費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、両新幹線で整備の妥当性の基準となる1を上回る事業となることが確認されました。
- (5) また、新たな経済圏や交流圏の創出が期待されるなど、日本全体の活力向上と持続的な発展に寄与するほか、本年8月の豪雨災害により北東北と南東北を結ぶ線路がいずれも寸断される状況になるなど、近年自然災害が激甚化し、鉄道に及ぼす影響も大きくなっていることから、リダンダンシーの確保や国土強靱化の観点からも重要です。
- (6) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しており、早期整備が強く期待されています。

【参考資料】

沿線6県プロジェクトチームによる調査結果

1 所要時間の短縮効果等



2 事業費の積算結果

	羽越新幹線	奥羽新幹線	羽越+奥羽新幹線
①複線・高架整備	3.44兆円	1.91兆円	5.35兆円
②単線・土構造（路盤）等	2.60～2.71兆円	1.45～1.51兆円	4.04兆円～4.22兆円

※ ②の事業費に幅があるのは、土構造（路盤）整備割合の違いによる。

3 費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測の結果を基に、利用者便益、供給者便益、環境等改善便益などを算出し、事業費で除して費用便益比（B/C）を算出。

※ 需要予測に当たっては、内閣府の試算に基づき、2028年まで成長が実現する「ベース」ケースと2060年まで成長が実現する「展望」ケースを想定。

※ 社会的割引率については、国土交通省の指針に基づく「4%」と近年の国債利回り等を踏まえた「3%」を想定。

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VIII-3 航空ネットワークの維持・拡充について

国土交通省大臣官房、航空局

【要望の内容】

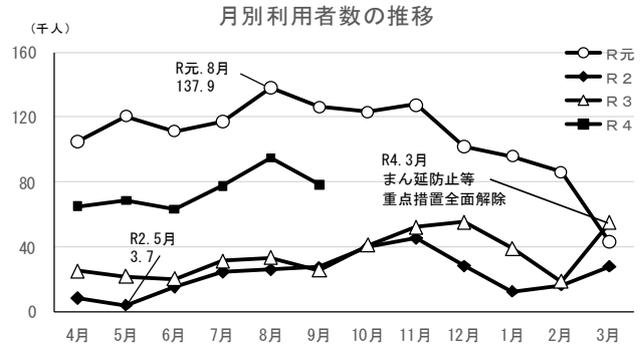
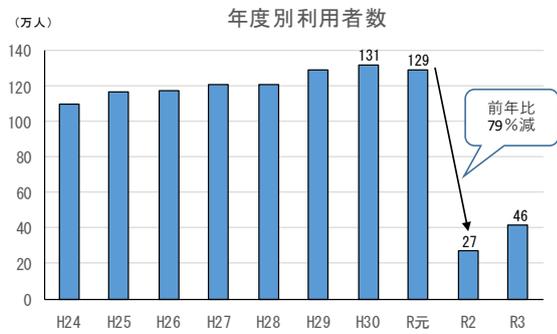
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により航空需要の回復が遅れていることを踏まえ、路線維持に必要な利用促進策や事業者の負担軽減策について、補助制度の創設などの財政支援措置を講じること。
- (2) 羽田発着枠政策コンテストによって配分された発着枠の使用期間を延長すること。

【要望の背景や当県の取組】

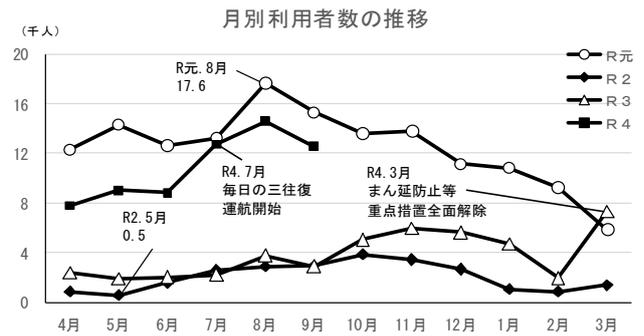
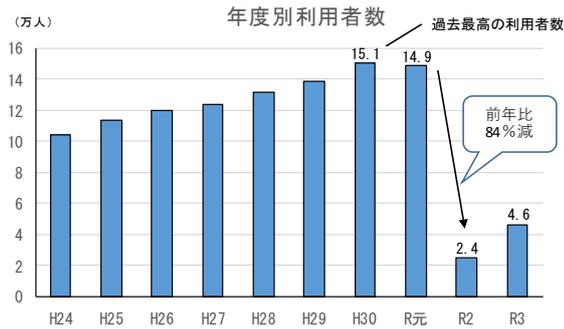
- (1) 当県と三大都市圏等を結ぶ航空ネットワークは、県内産業や観光の振興に加え、交流人口の拡大においても必要不可欠な社会基盤であり、当県の活性化に大きく寄与しています。
- (2) 地域と航空会社が連携した取組により、県内空港の利用者は増加を続けていたものの、新型コロナウイルス感染症による行動制限等により、令和2年度及び3年度の利用者数は大きく減少しています。
- (3) 本年度においても、秋田空港では、運航便数は回復しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、利用者数はいまだコロナ禍前の水準までは戻っておらず、航空ネットワークを地元の取組のみで維持していくことは困難になってきています。
- (4) 大館能代空港は、羽田発着枠政策コンテストにより本年7月から3往復に増便されており、お盆期間の利用者数がコロナ禍前を上回るなど、需要の掘り起こしが図られ、増便の効果が顕著に表れています。
- (5) 一方で、国では、令和5年春にこれまでの取組や成果等を検証の上、今後の発着枠の取扱いを検討することにしてはいますが、コロナ禍の長期化で増便分の運航期間が大幅に短縮され、県民や地域が増便のメリットを十分に実感できない状態にあり、年間を通じた発着枠配分の効果の把握が困難になっています。

【参考資料】

1 秋田空港の利用状況（国内定期便の全路線合計）



2 大館能代空港の利用状況（国内定期便の全路線合計）



(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

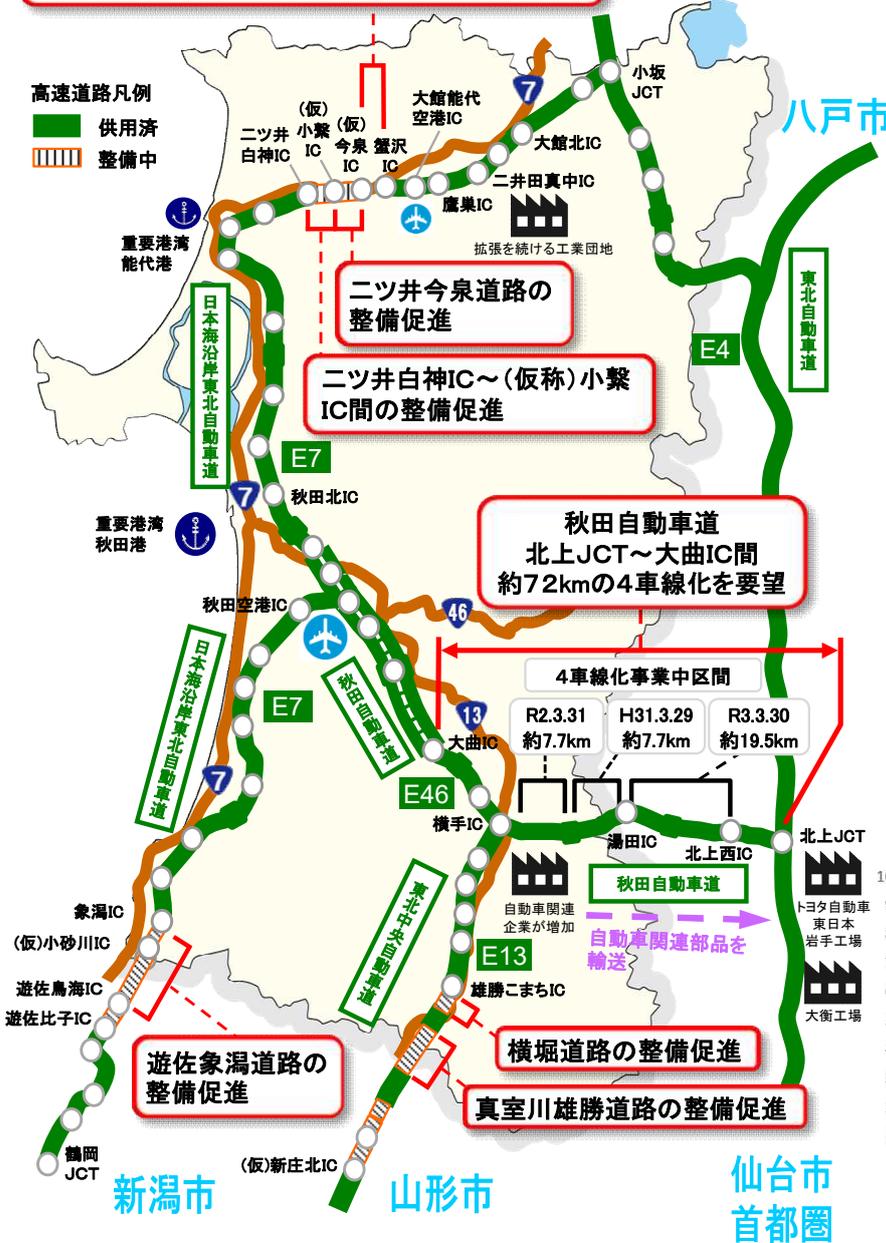
- (1) 日本海沿岸東北自動車道「遊佐象潟道路」、「ニツ井今泉道路」、「ニツ井白神 I C ~ (仮称)小繋 I C 間」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
- (2) 日本海沿岸東北自動車道「(仮称)今泉 I C ~ 蟹沢 I C 間」については、国の有識者委員会による対応方針(案)を踏まえ、国が責任を持って高速道路ネットワークとして整備し、早期の着工を図ること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。
特に、4 車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C 間」について、「北上西 I C ~ 横手 I C 間」における事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間について早期に事業化すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光誘客の拡大が図られ、地域経済や産業振興の活性化を後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されます。
- (2) 「(仮称)今泉 I C ~ 蟹沢 I C 間」は、高速道路ネットワークとしての現道活用に課題があり、国の有識者委員会において、整備のあり方について検討を進めてきましたが、本年 6 月に「別線による整備が妥当」との対応方針(案)が取りまとめられました。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題があります。
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高くなっているほか、リダンダンシーの面でも課題を抱えています。
当県が I C 周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C 間」における早期の 4 車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

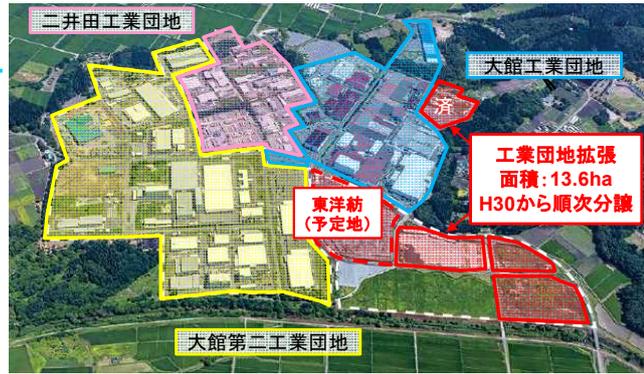
(仮称)今泉IC～蟹沢IC間は、国が高速道路ネットワークとして整備し、早期の着工を図ること



～高速道路開通によるストック効果～

1 企業進出・設備投資を後押し

◎県北地区では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新增設等の設備投資及び新規雇用が増加



▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

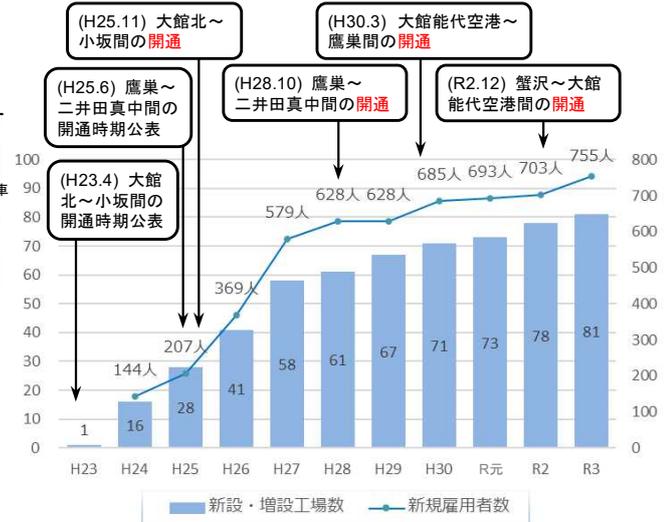
東洋紡(大) 大館に拠点

人工腎臓の素材、一貫生産
 ▲秋田魁新報 (R4.3.12)

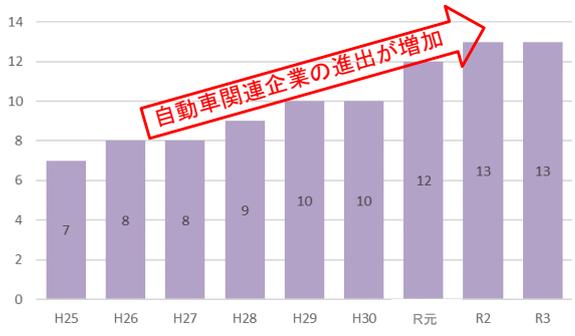


81工場が新增設、755人の雇用創出

設備投資は、延べ669億円(H24～R3)



▲大館市の主な工場の新増設数及び新規雇用者数の推移(累計値)



▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移

自動車部品分野
県内への立地や大型投資相次ぐ
 現地生産、トヨタ系初
 トヨタ系部品メーカー
 東海理化(愛知)



▲東海理化HPより
 (スイッチ、シフトレバー、ミラーなどの
 ヒューマン・インターフェイス製品を製造)

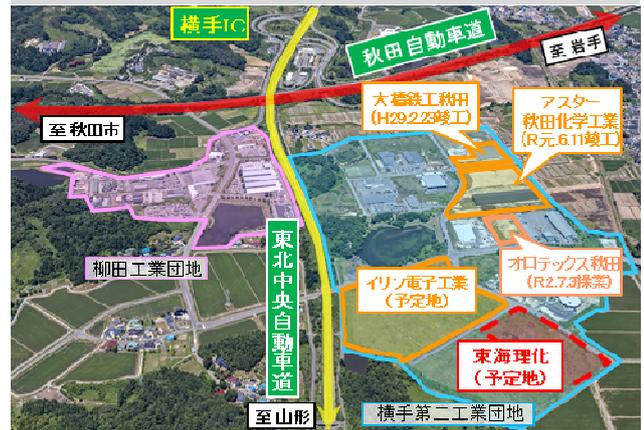


▲秋田魁新報 (R4.9.3)
 東海理化・ニータ社長の会見

東北初横手市に進出
 新工場、25年1月稼働予定

2 自動車関連企業の増加

◎県南地域では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が増加。定時性確保のため、『暫定2車線区間の4車線化』が急務となっている。



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

(担当課室名 建設部道路課)

VIII-4 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する幹線道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化するためには、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画で位置付けた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、高速道路を補完し地域間を連結する次の道路について、重点的に整備を促進すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、事業化に向けた計画の策定を進めること。
 - ② 国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」について、早期の着工を図ること。
- (2) 主要な幹線国道である次の路線の整備及び機能強化を図ること。
 - ① 計画段階評価を行っている国道13号「横手北道路」について、早期に事業化すること。
 - ② 令和4年度に新規事業化となった、国道7号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結び、県央部の「横軸」である国道46号の「生保内～卒田間」は、線形不良等により、物流を担う車両の通行に支障を来しているほか、死傷事故件数が多いなどの現道課題があるため、早期の事業化が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、高速道路とのダブルネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完により、リダンダンシーを確保する重要路線となっていることから、早期の整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路ネットワークの充実・強化を図る必要があります。特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口を拡大させるため、重点化により早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

高速道路

- 供用済
- ▨ 整備中

自専道

- 供用済

国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行)」の早期着工を要望



「大覚野峠地区」の現道において、斜面の崩落による全面通行止め(6日間)が発生

国道46号「盛岡秋田道路(仙北市生保内～卒田間)」の事業化に向けた計画の策定を要望



急カーブ・急勾配箇所が多い国道46号「生保内～卒田間」

一般国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望



2車線区間の混雑状況

令和4年度新規事業化となった「秋田南拡幅」

国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬の混雑状況(横手市金沢中野地区)



VIII-5 地方の鉄道路線の災害復旧及び強靱化に向けた支援について（新規）

内閣府政策統括官（防災担当）
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

近年、豪雨・豪雪による災害が激甚化し、第三セクター鉄道やJR在来線などへの被害が全国的に増加していることから、地方の鉄道路線が被災した際に早期復旧が図られるよう、必要な支援策を積極的に講じるとともに、激甚災害制度の対象に鉄道施設を加え、第三セクター鉄道等の支援にかかる地方公共団体の負担軽減を図ること。

また、厳しい経営環境にある第三セクター鉄道の防災・減災対策が適切に行われるよう、橋梁や軌道など施設の強靱化・長寿命化に向けた支援制度の拡充と必要な予算の確保を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年8月に発生した豪雨災害により、第三セクター鉄道の秋田内陸線や、JR奥羽本線、花輪線等に大規模な被害が生じ、いまだ運行再開に至っていない線区が複数あります。
- (2) これらの線区の復旧に当たっては、多額の工事費が鉄道事業者の経営を圧迫しているほか、鉄道施設の施工を担う建設業者の数が限られていることから、今回のように被害箇所が多数に上る場合において、工事完了まで長期間を要する事態となっており、また、バス代行経費もかさむ見通しとなっています。
- (3) さらには、復旧までの間、長期間の運休を余儀なくされることにより、住民の移動の利便性が損なわれているほか、地域の観光誘客にも大きな影響が生じています。
- (4) このような災害がこれからも度々発生し、公共交通ネットワークの核である地方の鉄道路線が再び被災するおそれがあることから、復旧工事費や代行輸送経費の確保に加え、復旧工事を担う事業者の地域を越えた確保といった課題にあらかじめ対応するとともに、特に第三セクター鉄道について、防災・減災に向けた施設の強靱化・長寿命化を支援していく必要があります。

【参考資料】

1 秋田内陸線の被災状況

米内沢駅～前田南駅間
路盤流出、土砂流入等 計10か所



桂瀬駅～阿仁前田温泉駅間
(上) 土砂流入、路盤流出
(左) 軌道下法面碎石崩落、倒木

2 JR奥羽本線、花輪線の被災状況

奥羽本線 鷹ノ巣駅～大館駅間
土砂流入2か所、盛土・道床流出4か所等 約20か所



糠沢駅～早口駅間
盛土・道床流出

花輪線 鹿角花輪駅～大館駅間
盛土流出、土砂堆積等 約60か所



末広駅～土深井駅間
盛土流出

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-6 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている観光事業者に対する支援の拡充について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局
観光庁

【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響を受けた地域の観光事業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等、観光流動を促進させるための地域の取組に対し、十分な予算を確保し積極的に支援を行うとともに、地方の実情に即した柔軟な制度運用を可能とすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）」等の活用により、観光需要を喚起させるため地域独自の取組を実施し、観光事業者の支援を行っているところですが、事業の実施については、感染症の動向を見極めながら弾力的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。
- (2) 長期にわたり深刻な影響を受けている観光事業者が事業を継続するためには、臨時交付金や補助金の継続等により、地域の感染状況に応じて各地域が主体となった取組に対する各種支援の拡充等柔軟な対応が必要です。

(担当課室名 観光文化スポーツ部 観光振興課)

Ⅷ-7 PFIによるアリーナ整備にかかる財政支援について (新規)

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室
総務省自治財政局
文部科学省大臣官房
スポーツ庁
国土交通省都市局

【要望の内容】

- (1) アリーナは、IoT・AI等を実装するデジタル田園都市の拠点施設にもなることから、「デジタル田園都市国家構想交付金（仮称）」の制度設計において、PFIによる整備を重点支援対象として位置づけること。
- (2) 中長期的な経費の削減と平準化を推進する「公共施設等適正管理推進事業」について、その実現に資するPFIによりアリーナを整備する場合は、延べ床面積の規模にかかわらず、現行の集約化・複合化事業と同等の普通交付税措置を講じるよう、早期に制度を見直しすること。
- (3) 公民連携によるスポーツ施設の整備を推進するため、運動施設の整備に活用できる「社会資本整備総合交付金」等の予算を拡充するとともに、「スポーツ振興くじ助成金」の所管法人に対し、プロバスケットボールチームのホームとなるアリーナの整備を助成対象に加えるよう働きかけること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、老朽化が進んでいる県立体育館を令和10年秋までに建て替える方針であり、類似する施設と合築の上、新B1リーグのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を活用したアリーナを整備する手法の一つとしてPFIを検討しています。
- (2) 新県立体育館は、子ども達に夢を与え、周辺の賑わいづくりに貢献する「秋田の元気を創造する拠点」としたいと考えていますが、アリーナの整備に対する支援制度が十分でなく、財源の確保が大きな課題となっています。

【参考資料】

新秋田県立体育館の整備の方向性について

県政課題
少子化
若者流出
人口減少

- ◎ 子ども達に夢を与える
- ◎ 選手と観客が躍動する
- ◎ 賑わいづくりに貢献



新県立体育館
秋田の元気を
創造する拠点

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)

求められている機能

(参考イメージ)



みる

新B | 基準アリーナ
(5,000席以上)

映像・照明・音響装置

最先端デジタル技術

大会・育成・県民利用
の体育館(1~2面)

スポーツ医・科学



する



ささえる

【出典】福岡市総合体育館HP

整備手法 民間の資金とノウハウを活用するPFIを想定

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
基礎調査	利用者ヒアリング等により必要な機能・規模・建設候補地等を調査						
基本計画	【委員】学識経験者、学校関係者、プロ・アマ、商工団体等						
PFI手続き	実施方針、特定事業選定、契約等 <small>導入可能性調査等</small>						
設計・施工	官民対話で工法・工期短縮等を模索						
開館	令和10年秋開館 開館						

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

IX-1 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

- (1) 本年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は146か国中116位と先進国の中でも極めて低い水準にあるため、女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、女性の活躍推進について全国的なムーブメントを創るとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備に向けた取組をより強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和3年3月に女性活躍推進法に基づく「秋田県女性活躍推進計画」と一体的に策定した「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、社会のあらゆる分野において誰もがその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進しています。
国では、令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性の参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境整備を押し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、民間事業所における男性の育児休業取得率が14.8%（令和3年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
- また、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰に向けた魅力ある職場づくりを進めていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。
- (3) こうしたことから、当県では、令和3年7月より民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めていくことにしています。
- (4) また、平成30年6月から、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。
- こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり、計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。
- (5) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。
- 特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める 女性従業員の割合（％）		順位		生産年齢人口における 女性の有業率（％）	
東北	全国			東北	全国		
1	10	宮 城 県	16.8	1	3	山 形 県	74.3
2	11	山 形 県	16.7	2	11	秋 田 県	71.7
3	28	青 森 県	14.2	3	12	岩 手 県	71.6
4	32	福 島 県	13.7	4	22	青 森 県	69.7
5	38	岩 手 県	12.3	5	30	福 島 県	68.6
6	40	秋 田 県	12.0	6	35	宮 城 県	67.9
		全 国 平 均	14.8			全 国 平 均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び
えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和4年6月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数 (社)		順位		プラチナえるぼし 認定企業数 (社)	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	5	秋 田 県	315	1	12	岩 手 県	23	1	6	岩 手 県	1
2	13	岩 手 県	166	2	23	山 形 県	13	2	13	青 森 県	0
3	22	福 島 県	69	3	26	宮 城 県	12	〃	〃	宮 城 県	0
4	29	宮 城 県	55	〃	〃	福 島 県	12	〃	〃	秋 田 県	0
5	30	青 森 県	49	5	28	青 森 県	10	〃	〃	山 形 県	0
6	36	山 形 県	36	6	41	秋 田 県	5	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	141			全 国 平 均	38			全 国 平 均	0.55

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び
びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和4年3月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数 (社)		順位		プラチナくるみん 認定企業数 (社)	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	26	宮 城 県	715	1	19	山 形 県	55	1	15	宮 城 県	6
2	28	福 島 県	697	2	23	宮 城 県	46	〃	〃	山 形 県	6
3	31	岩 手 県	640	〃	〃	福 島 県	46	3	26	青 森 県	4
4	34	秋 田 県	559	4	26	岩 手 県	44	〃	〃	福 島 県	4
5	39	山 形 県	415	5	34	青 森 県	35	5	30	岩 手 県	3
6	42	青 森 県	371	6	36	秋 田 県	31	6	46	秋 田 県	0
		全 国 平 均	1,112			全 国 平 均	80			全 国 平 均	10

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

IX-2 多様性に満ちた社会づくりの推進について

消費者庁
法務省人権擁護局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

新型コロナウイルスの感染者等に対する誹謗中傷のほか、性的指向、性自認等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

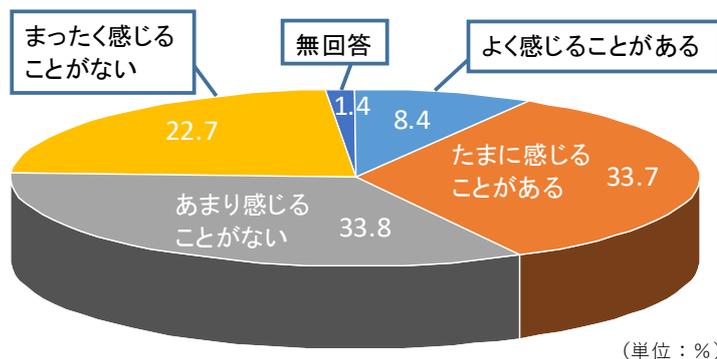
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般のコロナ禍により、当県においては、新型コロナウイルスの感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷が大きな問題となり、これを契機として、県民意識調査や各種団体等への意見聴取を進めたところ、このほかにも男女の性差、性的指向・性自認等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など、多くの県民が様々な差別等を感じていることが明らかとなりました。
- (2) 当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、差別等全般に関する教育、広報・啓発や相談対応を行っています。
- (3) また、差別等の種類毎の対策としては、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度を開始したほか、カスタマーハラスメントの防止に向け、広く県民を対象にしたチラシを作成するなど広報・啓発を進めています。
- (4) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、パートナーシップ宣誓証明制度の都道府県を跨いだ取扱いや性的少数者の施設利用にかかる全国共通の取扱いなどに関して、国の責任において、法令等の整備を進めていく必要があります。

【参考資料】

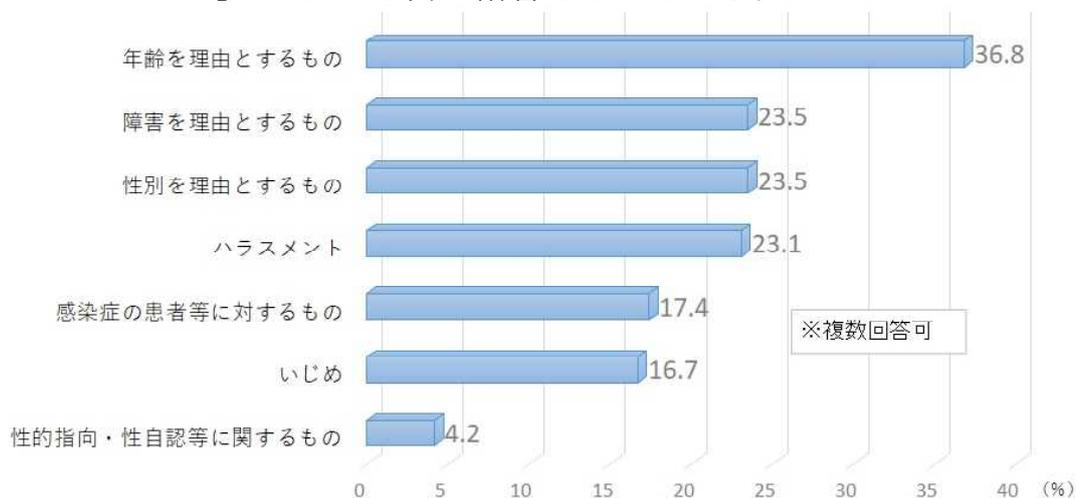
1 差別等を感じる機会の有無

- ・頻度に関わらず差別を感じている人の合計は75.9%であり、多くの人は何らかの差別等を感じている。



2 感じる差別等の種類

- ・「年齢を理由とするもの」が 36.8%、次いで「障害を理由とするもの」、「性別を理由とするもの」が23.5%となっている。
- ・また、「ハラスメント」が23.1%と高い割合となっている。



出典：令和4年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

IX-3 総合的な少子化対策への支援について（拡充）

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部
総務省自治財政局
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、
保険局

【要望の内容】

- (1) 我が国の出生数は年々減少しており、少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくためのビジョンを具体的に示すとともに、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができるよう経済的支援も含めた環境づくりを一層推進すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる特定の事業は複数年度継続して交付対象にするなど、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、義務教育を受ける児童・生徒の就学にかかる給食費等の費用について、保護者の負担軽減に向けた支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持てるビジョンを示し、

これまで以上にポジティブイメージの醸成や経済的支援など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。

- (2) 当県においては、出生率の全国値は人口千対6.6（令和3年）であるのに対し、4.6と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得に関わらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。
また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている2歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じる必要があります。
- (4) こうした取組を一層効果的に継続して推進するため、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、各地方公共団体の裁量を拡大し対象事業内容の柔軟な制度設計を可能にするとともに、結婚支援センターの運営など既の実施し、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。
- (5) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。
また、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも6町村が独自に無償化等の支援を行っております。
子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じる必要があります。

【参考資料】

1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯
第2子以降の副食費全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

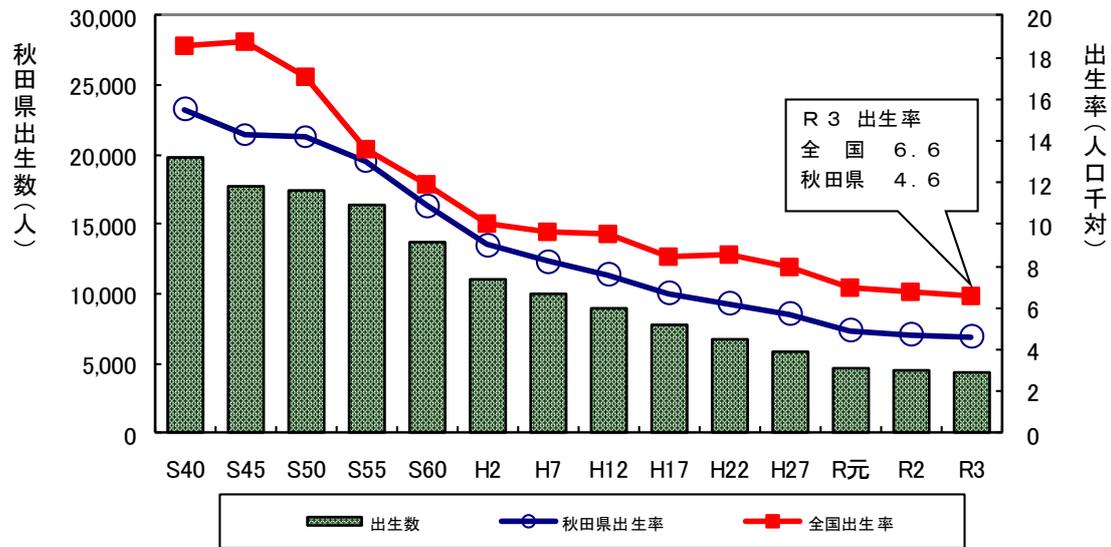
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

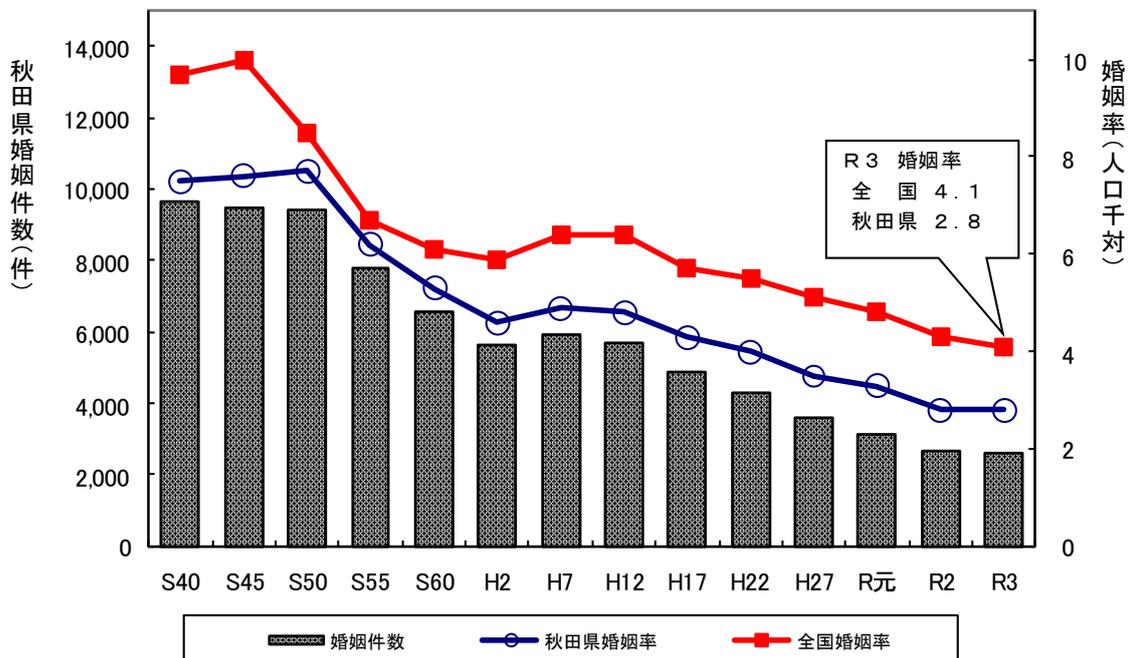
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



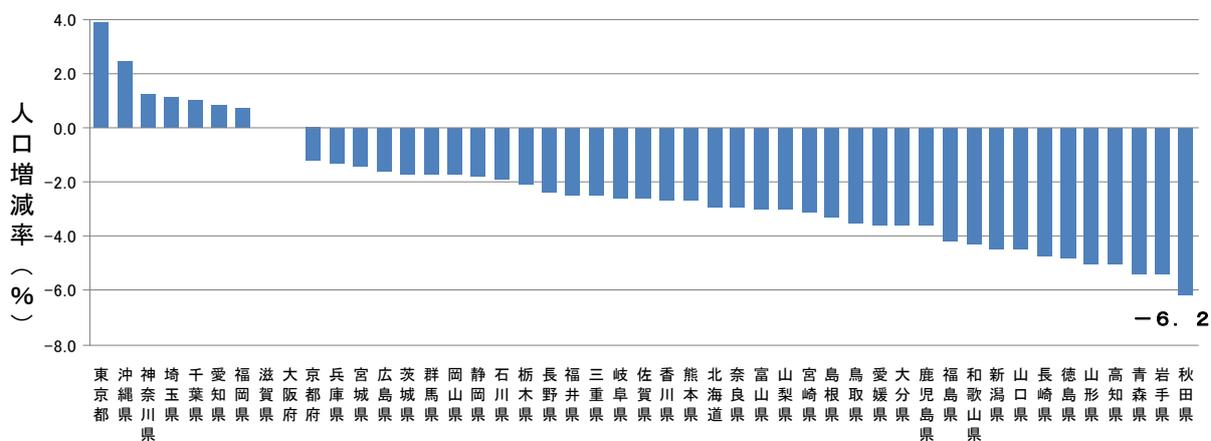
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室、
教育庁保健体育課）

IX-4 良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

円滑な都市内交通の確保や都市の防災機能等の強化を図り、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路及び都市公園の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 市街地における交通の円滑化や通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全の確保に加えて、無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (3) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」等の公園の整備に必要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。
まちづくりの基盤となる街路事業や通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策を速やかに実施することが必要です。
- (2) 令和元年12月に「秋田県無電柱化推進計画」を策定し、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を進めています。
電線管理者と連携しながら、防災・減災に資する無電柱化を確実かつ計画的に進め、安全・安心な都市空間を確保することが必要です。
- (3) 市町村における地域のにぎわいの創出や総合的な防災機能の向上のため、公園整備が必要です。

良好な市街地形成とコンパクトなまちづくりに資する 都市施設の整備

秋田市

秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

新屋土崎線 旭南工区

慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ



県街路事業により
都市内交通の円滑化や
無電柱化を推進



横手市

横手市立地適正化計画[R4.5改定]

八幡根岸線 根岸町工区

通学路及び医療機関等へのアクセス道路
であるが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・歩道整備により円滑な
交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により児童の
交通安全及び市街地での
円滑な交通を確保

にぎわいの創出



防災機能の向上

IX-5 持続可能な生活排水処理事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

人口減少が全国で最も早く進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、下水汚泥の資源化や再生可能エネルギーの導入による地域循環共生圏の構築への取組に向けて、必要な予算を確保すること。

- (1) 生活排水処理施設から発生する汚泥を広域的に集約し、利活用を図るため、県が県南地区4市2町の下水汚泥を肥料化する広域汚泥資源化事業の実施について、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 地域循環共生圏構築の核となる流域下水道において、地域資源活用の拠点化と脱炭素化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」の事業実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 関連市町から発生する下水汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約し肥料化に取り組む「県南地区広域汚泥資源化事業」は、民間のノウハウの活用による設計・施工及び管理運営を一体としたDBO方式により、今年度内に契約を締結して工事に着手することにしており、今後は継続的な予算の確保が必要です。
- (2) 持続可能な資源循環システムの構築を目指す当県において、秋田臨海処理センターを核とした公共施設群が、本年4月に環境省より、2030年までに電力消費に伴うCO₂の排出実質ゼロを目指す脱炭素先行地域に選定されました。
「脱炭素先行地域計画」では、消化ガス等再生可能エネルギーによる発電を行うことにしており、汚泥処理設備の機能追加のため、予算の確保が必要です。

持続可能な生活排水処理事業に向けた取組

秋田臨海処理センター リノベーション計画



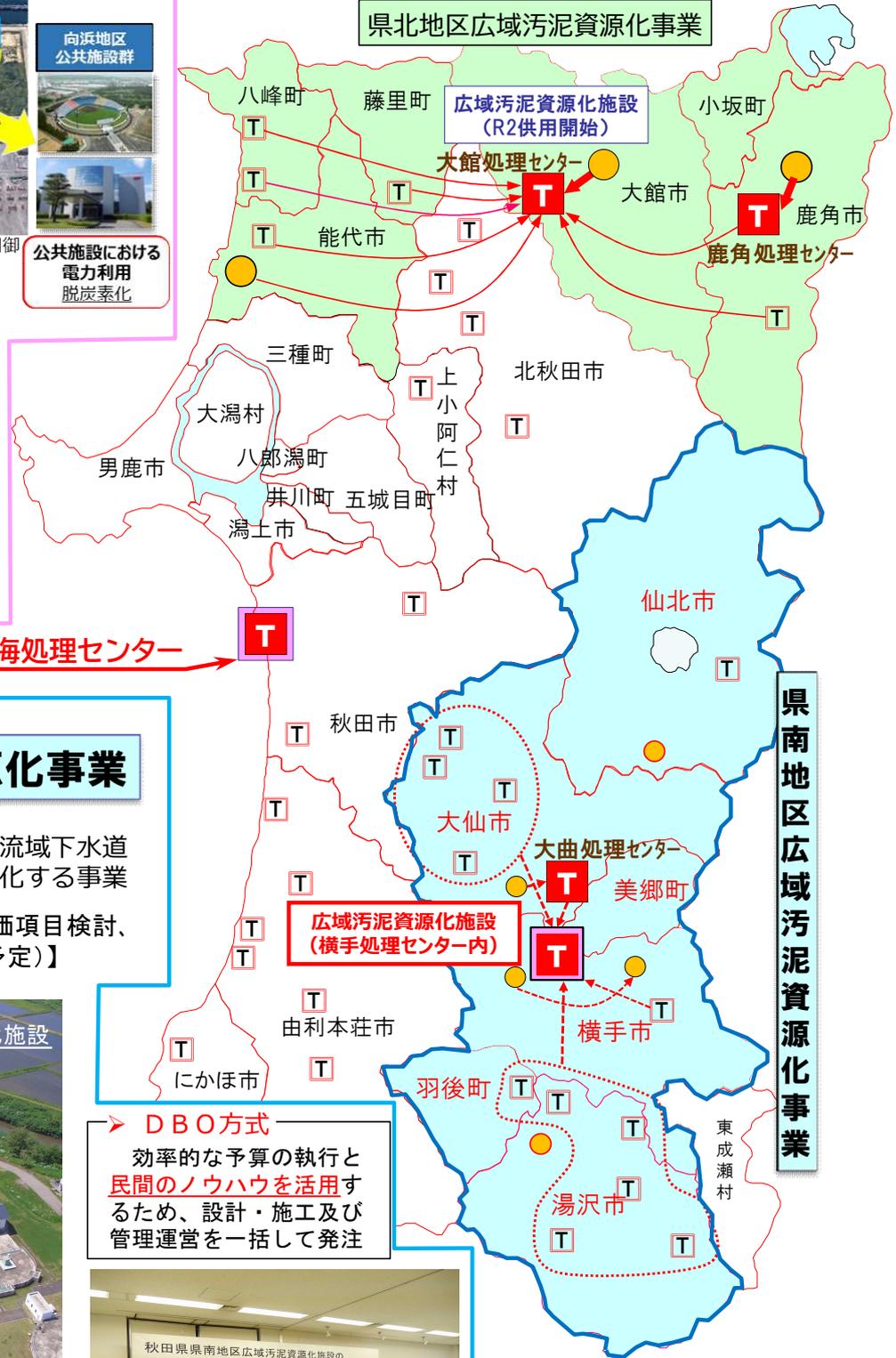
◆秋田臨海処理センターに、汚泥資源や未利用資産を活用した再生可能エネルギー発電設備を導入することで、処理場と地域を脱炭素化する事業。

【事業期間：R2～R7(予定)】

県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区3市3町1組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約し、資源化する事業
【R元工事完成、R2供用開始】

県北地区広域汚泥資源化事業



県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区4市2町の下水汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約し、肥料化する事業
【R元～R2基本計画、R3要求性能・評価項目検討、R4～6設計及び施工、R7供用開始(予定)】



➤ **DBO方式**
効率的な予算の執行と民間のノウハウを活用するため、設計・施工及び管理運営を一括して発注



- T 流域下水道処理場
- T 単独公共下水道処理場
- し尿処理場

X 健康長寿・地域共生社会の実現

X-1 新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制の確保にかかる支援について（拡充）

厚生労働省大臣官房、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、保険局

【要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、医療提供体制の確保や保健所機能の強化、自宅療養者の健康管理、検査体制の整備に向け、必要な支援を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて弾力的な運用ができるよう財政支援の拡充を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状については、いまだ明らかになっていないことが多いことから、診断・治療の標準化に向けた研究を進めるとともに、情報発信を図ること。
- (3) 地方公共団体における新型コロナワクチンの接種体制の確保に必要な財源措置を引き続き講じるとともに、必要となるワクチンの確実な供給や接種の安全性・有効性に関する情報発信の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、これまで独自に新型コロナウイルス感染症の治療に携わる医療従事者を対象とするPCR検査等に要する費用の支援などにより、医療機関の体制に資する病床や医療従事者の確保を図ってきましたが、限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していけるよう、保健・医療提供体制の維持・充実に必要な財源等の支援と柔軟な配分が不可欠です。
- (2) 罹患後症状への対応については、当県では、治療状況や対応可能な医療機関の把握を進めていますが、罹患後症状を訴える患者が身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、医療従事者及び患者へ必要な情報を分かりやすく提供していく必要があります。

(3) これまで、個別接種を行う医療機関に対する独自の助成を行うなど、接種体制の確保に努めてきましたが、感染の収束が見通せない状況において、引き続きワクチン接種を推進する必要があることから、今後も地方公共団体における接種の予算や人員体制等に対する財源措置が必要となります。

また、接種を推進するためには、接種を受ける国民がワクチンの効果とリスクを十分理解することが重要であることから、科学的知見に基づく分かりやすい情報発信が不可欠です。

【参考資料】

1 新型コロナウイルス感染症の状況（令和4年11月1日現在）

（単位：人）

入院者		宿泊療養者	社会福祉施設等療養者	自宅療養者	療養先調整中	死亡者
	うち重症者					
220	2	48	256	3,564	18	258

※ 厚生労働省G-MIS療養状況調査より

2 医療提供体制等

（1）外来医療体制

- 診療・検査医療機関：310か所
- 地域・外来検査センター：1か所

（2）検査体制

- 検査(分析)能力：8,494件/日（最大時、抗原定性検査キットを含む）
- キット配付：1,000キット/日、陽性登録400件/日

（3）入院医療体制

- 患者受入のための病床数：316床（22病院）（単位：人）

重症度別	重症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ・軽症	合計
受入可能患者数	24	144	148	316

- 軽症者等受入のための宿泊療養居室：415室518人（5施設）

3 ワクチンの接種状況（令和4年10月31日現在）

	1回目	2回目	3回目	4回目
総接種回数	859,984	850,873	742,327	428,711
対全人口接種率(%)	88.01	87.16	77.61	44.82
※全国接種率(%)	81.42	80.42	66.19	32.59

（担当課室名 健康福祉部保健・疾病対策課、医務薬事課）

X-2 社会福祉施設・医療機関に対する原油価格・物価高騰対策について（新規）

厚生労働省医政局、社会・援護局、老健局、保険局

【要望の内容】

医療・福祉サービスを安定的に提供できるよう、原油価格・物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療機関に対し、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般の原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、社会福祉施設や医療機関の経営は大きな影響を受けています。
- (2) 社会福祉施設や医療機関は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (3) これに対し、厚生労働省は、「地方公共団体の判断により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討することが考えられる」旨の事務連絡を発出していますが、都道府県の判断により、対応に差が出ることは好ましくないと考えます。
- (4) 社会福祉施設や医療機関の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な対応方針等を示すべきと考えます。

【参考資料】

≪石油製品、食費、光熱水費の増加率について≫

- 灯油価格（秋田県）は、令和3年1～10月平均と令和4年1～10月平均を比較すると20.8%増加し、重油価格（東北）は、令和3年1～9月平均と令和4年1～9月平均を比較すると23.2%増加している。
- 消費者物価指数（秋田市）は、「食料」について、令和2年平均と令和4年9月を比較すると7.5%増加している。「光熱・水道費」については、18.5%増加している。
- 「物価の動向と対応について」（内閣府 令和4年7月15日）によると、令和4年5月の電気代は前年比で18.6%増加、ガソリンは13.1%増加、都市ガスは22.3%増加となっている。

<灯油価格（民生用灯油配達）秋田県>

（単位：円/18ℓ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	平均
R3	1,416	1,499	1,600	1,637	1,648	1,700	1,768	1,774	1,760	1,849	1,665
R4	1,939	2,016	2,082	2,066	2,013	2,013	2,025	1,998	1,975	1,981	2,011
R4/R3	+36.9%	+34.5%	+30.1%	+26.2%	+22.1%	+18.4%	+14.5%	+12.6%	+12.2%	+7.1%	+20.8%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<A重油（大型ローリー）東北>

（単位：円/18ℓ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
R3	63.0	66.9	71.2	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	73.2
R4	88.0	91.7	94.3	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	90.2
R4/R3	+39.7%	+37.1%	+32.4%	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+23.2%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）>

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品	生鮮食品	食料（酒類	食 料	生鮮食品	生鮮食品	光熱・	
		を除く	及びエネルギー	を除く）及び		を除く	を除く		
		総合	を除く	エネルギー			食料	水道	
			総合	を除く総合					
28年	97.7	97.8	98.7	99.7	95.7	95.8	95.6	91.9	
29年	98.6	98.7	98.9	99.7	96.7	96.4	96.7	96.8	
30年	99.9	99.9	99.3	99.7	98.7	101.4	98.1	102.3	
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2	
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3	
4年	1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
	2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
	3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
	4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
	5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
	6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
	7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
	8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
	9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5

※秋田市消費者物価指数より抜粋

<消費者物価の前年比寄与度上位品目（2022年5月）と対応策>

	品目	前年比 (%)	前年比寄与度 (%pt)	要因	緊急対策等の取組	今後の対策の方向性
1	電気代	18.6	0.63	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・地方創生臨時交付金 ・主に長期契約によるLNGの調達	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・電気の効率的利用促進措置
2	ガソリン	13.1	0.27	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
3	都市ガス代	22.3	0.21	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・地方創生臨時交付金	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達
4	灯油	25.1	0.11	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
5	プロパンガス	8.6	0.05	原油価格の高騰	・LPガスを使用するタクシー会社に激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討

※「物価の動向について」（令和4年7月15日内閣府）より抜粋

（担当課室名 健康福祉部医務薬事課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、障害福祉課）

X-3 公的病院に対する財政措置の拡充について（新規）

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が担っていますが、人口減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えからの回復が見通せないことなどにより、コロナ後も厳しい経営を強いられると見込まれることから、良質な医療提供機能の維持のため、県及び市町村が支援を行っていく必要があります。
- (2) また、当県の公的病院は、新型コロナウイルス感染症対策においても、病床確保や発熱外来の設置、ワクチン接種など、公立病院と同様に大きな役割を担っています。
- (3) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (4) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、新興感染症発生時の有事の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

【参考資料】

【秋田県内の主な医療提供体制】

★は公的病院（公立病院を除く）

二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院
大館・鹿角		大館市立総合病院（地域）	★かづの厚生病院 ほか2病院	★かづの厚生病院 大館市立総合病院
北秋田			★北秋田市民病院	★北秋田市民病院
能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター
秋田周辺	秋田大学医学部附属病院（高度） ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院（地域）	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院（基幹） ★秋田厚生医療センター ★秋田赤十字病院 ほか2病院
由利本荘・にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院
大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院
横手	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院
湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院

（担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

X-4 医療的ケア児への支援の充実について（新規）

厚生労働省社会・援護局

【要望の内容】

医療的ケアが必要な重症心身障害児を受け入れる通所事業所においては、手厚い支援を行うために基準人員を上回る看護職員の配置が必要な状況となっていることから、こうした実態を踏まえて障害福祉サービス報酬を見直すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、医療的ケア児の受入施設等の増加に向けた人材育成を図るため、介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修や医療的ケア児支援者・コーディネーター養成研修等を実施しているほか、本年4月には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児支援センターを設置し、専門的な相談や助言等を行っています。
- (2) 令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定により、一般型の通所事業所に医療的ケア児独自の基本報酬が新設されるなど、受入れの促進が図られたところではありますが、重心型の事業所においては、基本報酬で一定の看護職員の配置が算定されるものの、医療的ケア児を安全に受け入れるためには、基準を上回る看護職員の配置が必要な状況となっています。
- (3) 重症心身障害児への医療的ケアを安全に実施できる人員体制を確保し、必要な障害福祉サービスを行うための環境を整えるためにも、実態を踏まえた障害福祉サービス報酬の更なる見直し、充実が必要です。

【参考資料】

令和3年度 秋田県内の医療的ケア児に関する調査結果

(R3.5.1現在)

	未就学児(市町村及び施設への照会結果)								特別支援教育課実施調査							秋田県内の 医療的ケア児数	
									特別支援学校				小・中学校				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	小学校	中学校		計
人数	4	6	5	13	10	3	0	41	0	37	19	21	77	3	1	4	122

※未就学児の主な医療的ケア項目について、経管栄養（23人）、酸素療法（16人）、人工呼吸器の管理（15人）、吸引（口鼻腔・気管内吸引15人）等となっている。

秋田県内の通所事業所について

秋田県内の通所事業所（令和4年7月1日現在）

児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援	計
32 (1)	1	86 (3)	14	2	135 (4)

※（ ）は、主として重症心身障害児を通わせる事業所

（担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

X-5 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県障害福祉計画」に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、令和3年9月に改定した「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国最速のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

(担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

XI 新たな時代を拓く教育・人づくり

XI-1 幼児教育・保育施設等に対する原油価格・物価高騰対策について（新規）

内閣府子ども・子育て本部
文部科学省初等中等教育局
厚生労働省子ども家庭局

【要望の内容】

幼児教育・保育などのサービスを安定的に提供できるよう、原油価格・物価高騰の影響を受けている幼児教育・保育施設等に対し、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今般の原油価格・物価高騰により、光熱費や燃料費、食材費等にかかる負担が増加し、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの経営は大きな影響を受けています。
- (2) 幼児教育・保育施設等は、国が定める公定価格等により経営を行っていることから、多くの場合、負担の増加分は事業者の持ち出しとなり、経営努力のみで対応することは困難な状況になっています。
- (3) これに対し、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、原油価格・物価高騰への対策として幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどで光熱水費の高騰が生じている場合等にも活用し、支援を行うことが可能である」旨の事務連絡を発出していますが、同交付金は幅広い分野に活用が可能であり、全体の予算枠も限られていることから、都道府県の判断により、対応に差が出る懸念されます。
- (4) 幼児教育・保育施設等の収入が公定価格等に基づくことにより生じている今般の課題は、全国共通の制度に起因するものであり、支援の実施や内容を各都道府県の判断に委ねるのではなく、国において必要な予算を措置するとともに、統一的な対応方針等を示すべきと考えます。

【参考資料】

《石油製品、食費、光熱水費の増加率について》

- 灯油価格（秋田県）は、令和3年1～10月平均と令和4年1～10月平均を比較すると20.8%増加し、重油価格（東北）は、令和3年1～9月平均と令和4年1～9月平均を比較すると23.2%増加している。
- 消費者物価指数（秋田市）は、「食料」について、令和2年平均と令和4年9月を比較すると7.5%増加している。「光熱・水道費」については、18.5%増加している。
- 「物価の動向と対応について」（内閣府 令和4年7月15日）によると、令和4年5月の電気代は前年比で18.6%増加、ガソリンは13.1%増加、都市ガスは22.3%増加となっている。

<灯油価格（民生用灯油配達）秋田県>

（単位：円/18ℓ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	平均
R3	1,416	1,499	1,600	1,637	1,648	1,700	1,768	1,774	1,760	1,849	1,665
R4	1,939	2,016	2,082	2,066	2,013	2,013	2,025	1,998	1,975	1,981	2,011
R4/R3	+36.9%	+34.5%	+30.1%	+26.2%	+22.1%	+18.4%	+14.5%	+12.6%	+12.2%	+7.1%	+20.8%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<A重油（大型ローリー）東北>

（単位：円/18ℓ）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
R3	63.0	66.9	71.2	71.6	73.5	76.3	78.2	78.3	79.9	73.2
R4	88.0	91.7	94.3	91.3	89.4	92.1	89.1	87.9	88.4	90.2
R4/R3	+39.7%	+37.1%	+32.4%	+27.5%	+21.6%	+20.7%	+13.9%	+12.3%	+10.6%	+23.2%

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）より

<秋田市消費者物価指数（総合、食料、光熱・水道）>

(2020年=100)

年 月	総 合	生鮮食品	生鮮食品	食料（酒類	食 料	生鮮食品	生鮮食品	光熱・
		を除く	及びエネルギー	を除く）及び			を除く	
		総合	を除く	エネルギー			食料	
			総合	を除く総合				
28年	97.7	97.8	98.7	99.7	95.7	95.8	95.6	91.9
29年	98.6	98.7	98.9	99.7	96.7	96.4	96.7	96.8
30年	99.9	99.9	99.3	99.7	98.7	101.4	98.1	102.3
元年(31年)	100.4	100.5	99.9	100.1	99.4	98.3	99.6	103.2
2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	100.3	100.4	99.7	99.3	100.7	100.2	100.8	103.3
4年 1月	101.9	101.4	99.8	98.8	104.2	110.9	102.7	111.5
2月	102.3	101.8	99.7	98.8	104.0	111.5	102.4	114.8
3月	102.9	102.3	100.1	99.2	104.3	113.0	102.4	117.0
4月	103.2	102.9	100.7	99.8	104.1	108.5	103.1	117.8
5月	103.5	103.1	100.9	100.0	104.6	110.5	103.3	118.2
6月	103.4	103.3	101.2	100.1	104.3	104.5	104.3	117.8
7月	104.4	104.2	101.8	100.7	105.9	110.0	104.9	119.3
8月	104.5	104.4	102.3	100.9	106.2	106.7	106.1	118.9
9月	104.9	104.7	102.6	100.9	107.5	109.4	107.0	118.5

※秋田市消費者物価指数より抜粋

<消費者物価の前年比寄与度上位品目（2022年5月）と対応策>

	品目	前年比 (%)	前年比寄与度 (%pt)	要因	緊急対策等の取組	今後の対策の方向性
1	電気代	18.6	0.63	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・地方創生臨時交付金 ・主に長期契約によるLNGの調達	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・電気の効率的利用促進措置
2	ガソリン	13.1	0.27	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
3	都市ガス代	22.3	0.21	原油等の燃料価格の高騰	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達 ・地方創生臨時交付金	・激変緩和効果のある料金の仕組み ・主に長期契約によるLNGの調達
4	灯油	25.1	0.11	原油価格の高騰	・激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討
5	プロパンガス	8.6	0.05	原油価格の高騰	・LPガスを使用するタクシー会社に激変緩和事業の実施	・原油価格の動向を踏まえ検討

※「物価の動向について」（令和4年7月15日内閣府）より抜粋

（担当課室名 教育庁幼保推進課、あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

XII 強靱な県土の実現と防災力強化

XII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、不動産・建設経済局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、全体の事業規模の拡大、もしくは、事業の実施を前倒しした上でのこれに代わる新たな制度の創設により、予算・財源を通常予算とは別枠で安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (3) 東日本大震災の被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和5年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、整備を進めてきた社会資本が、県内産業の振興や災害に強い県土づくりに大きく寄与しているほか、ポストコロナを念頭に豊かで活力ある地方づくりを加速前進させていくためには、大都市部への過度な集中によるリスクの回避や、生産拠点の国内回帰が求められていることから、人や産業の地方分散に不可欠な社会資本の計画的な整備が必要です。
今年度の国の公共事業関係費は、令和3年度補正予算を含めた16か月予算として見ると、約8.1兆円が確保されたものの、当初予算比では、ピーク時の6割程度となっており、県外や海外からの観光客の回復や内需拡大が見通せない中、地域経済を下支えする公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、令和7年度までの5か年で、重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めていくことにしており、おおむね15兆円の全体事業規模が示されていますが、今年度までの2か年で全体事業規模の約5割が既に予算措置されており、残る3か年において、取組が「減速化」されることが危惧されています。
いまだ多くの未対策箇所があることから、対策の推進に向けて、事業規模の拡大、もしくは、事業の実施を前倒しした上でのこれに代わる新たな制度の創設が必要です。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備

(能代港：大森地区 洋上風力取扱埠頭)



地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(日本海沿岸東北自動車道 蟹沢IC～大館能代空港IC間 R2.12.13供用)



日本海沿岸東北自動車道の整備により 県北部の企業進出・設備投資が増加

(檜岡川：平成29年度洪水被害発生)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(東北中央自動車道 横堀道路)



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

(秋田港：飯島地区 洋上風力取扱埠頭)



写真提供：秋田洋上風力発電株式会社

秋田港の埠頭整備により 港湾内洋上風力発電の建設が加速 (R4 運転開始予定)



■ 地域社会を支える建設産業の活性化が不可欠 ■



インフラ施設の点検・維持管理



迅速な災害復旧作業



冬期交通確保のための除排雪作業

「5か年加速化対策」の事業規模の拡大、もしくは、事業の実施を前倒した上での新たな制度の創設により、公共事業関係費(当初予算)の確保が必要

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

XII-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

- (1) 災害に強い道路網の整備を早急に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、全体の事業規模の拡大、もしくは、事業の実施を前倒しした上でのこれに代わる新たな制度の創設により、予算・財源を通常予算とは別枠で安定的に確保すること。
- (2) 早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕について、道路メンテナンス事業補助制度の対象に加えるなど、支援メニューの拡充を図ること。
- (3) 交通事故の多発箇所に加え、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (4) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の激甚化・広域化する自然災害に備え、防災・減災対策を着実に推進するとともに、適切な施工期間の確保や受注者の計画的な人員配置・資材調達等を行う観点から、別枠での安定的な予算の確保が必要です。
また、多くの未対策箇所があることから、対策の推進に向けて事業規模の拡大が必要です。
- (2) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現する予防保全型インフラメンテナンスへ早期に移行するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル、舗装等の道路施設への対策を加速する必要があります。
- (3) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、即効性の高いソフト対策に加え、歩道や防護柵の設置等のハード対策を適切に組み合わせ、可能なものから速やかに実施していくことが必要です。
- (4) 当県では、除雪機械の管理費など、一定の固定経費に対する独自の支援を実施していますが、少雪時においても適正な道路除雪体制を維持していくためには、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

■防災・減災、国土強靱化のための加速化対策



雪崩予防柵の必要性
(国道341号 仙北市)



防雪柵の必要性
(秋田御所野雄和線 秋田市)



冠水対策の必要性
(国道341号 大仙市)

■予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行



(国道105号 大仙市) 大曲大橋



(国道285号 五城目町) 秋田峠トンネル



舗装の損傷・劣化

(国道105号 仙北市)

■通学路等の安全対策



(県道川連増田平鹿線 湯沢市) 八面地区



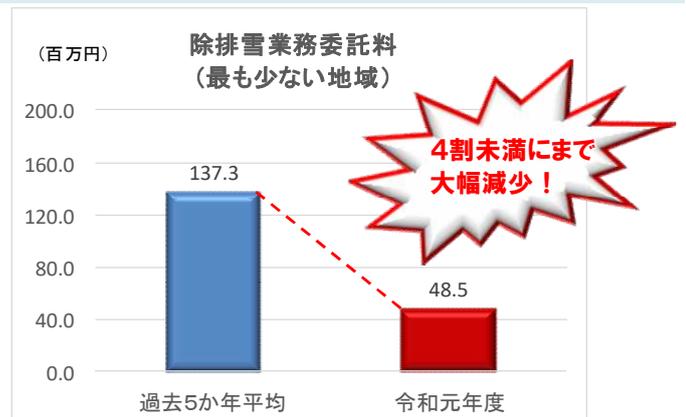
■少雪時の固定経費支援



(国道105号 大仙市) 南外地区



(県道根瀬尾去沢線 鹿角市) 松館地区



(担当課室名 建設部道路課)

XII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」等、直轄管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」について、事業費の縮減に努めつつ、本体工事の促進を図ること。また、「鳥海ダム」について早期に本体工事に着手すること。
- (3) 平成29年及び平成30年に発生した記録的豪雨により、広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」流域の治水対策について、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うこと。
- (4) 雄物川中流部における緊急治水対策の整備に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 流域全体で水災害を軽減させるため、流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
昨年9月には、成瀬ダムの基本計画が変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系:河道掘削(大館市:長坂地区)、堤防整備(大館市:扇田地区)、水防災拠点(北秋田市:栄地区)等
- ・雄物川水系:河道掘削(秋田市:雄和地区、大仙市:大仙地区)、頭首工改築(湯沢市:下関地区)等
- ・子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:二十六木地区)等
- ・八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)等
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設

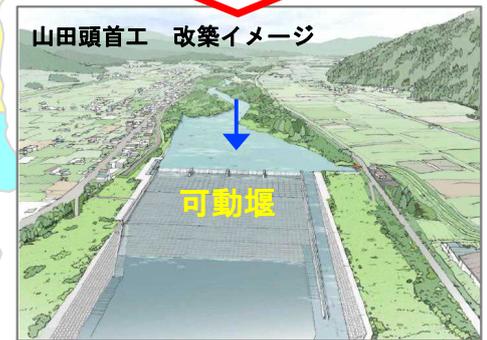
令和5年度 国による主要事業箇所図

凡例

- 直轄河川事業
- ▽ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業



②雄物川(湯沢市)



③八幡平山系(仙北市)



④成瀬ダム(東成瀬村)



①古川(秋田市)



(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

総務省自治財政局
国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

激甚化・頻発化する水災害に備え県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 令和4年8月豪雨により大きな被害を受けた、「下内川」、「三種川」、「芋川」等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 中小河川の水害リスク情報の空白域を解消するために必要な浸水想定区域図作成など、流域治水プロジェクトに位置づけられたソフト対策に要する予算を十分に確保すること。
- (3) 短時間に急激に水位上昇しやすい小規模河川における防災・減災対策の検討や調査に対する支援の強化を図ること。
- (4) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (5) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう、見直しを行うこと。
- (6) 災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、更なる拡充を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年8月に東北・北陸地方を中心に断続的に猛烈な雨が降り、当県においても13河川が氾濫するなど、大きな被害が出ています。
激甚化・頻発化する水災害に備えた河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策の着実な推進に向けた安定的な予算の確保が必要です。
- (2) 流域全体で水害を軽減させるため、流域治水協議会において策定した流域治水プロジェクトに位置づけられた対策を、計画的に推進していく必要があることから、ソフト対策についても十分な予算を集中的かつ継続的に確保する必要があります。
- (3) 小規模河川の氾濫が課題となっている中、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策検討が必要とされており、こうした調査・検討にかかる地方の負担増が懸念されます。
- (4) 土砂災害防止施設の整備は、公共施設や要配慮者利用施設等を保全する箇所为重点的に実施しており、重要インフラを保全する北秋田市阿仁小湊地区の地すべり対策事業など、ハード対策にかかる予算の拡大が必要です。
- (5) 災害復旧事業においては、過年災の地方債充当率が現年災に比べて10%低くなっているほか、申請及び実施にかかる調査・設計費の大部分が国庫補助対象外となっていることから、財源の確保が課題になっています。

河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- ・米代川水系: 下内川堤防整備、小湊地区地すべり対策 等
- ・雄物川水系: 新城川堤防整備、齊内川堤防整備 等
- ・子吉川水系: 芋川堤防整備 等
- ・馬場目川水系: 三種川堤防整備 等

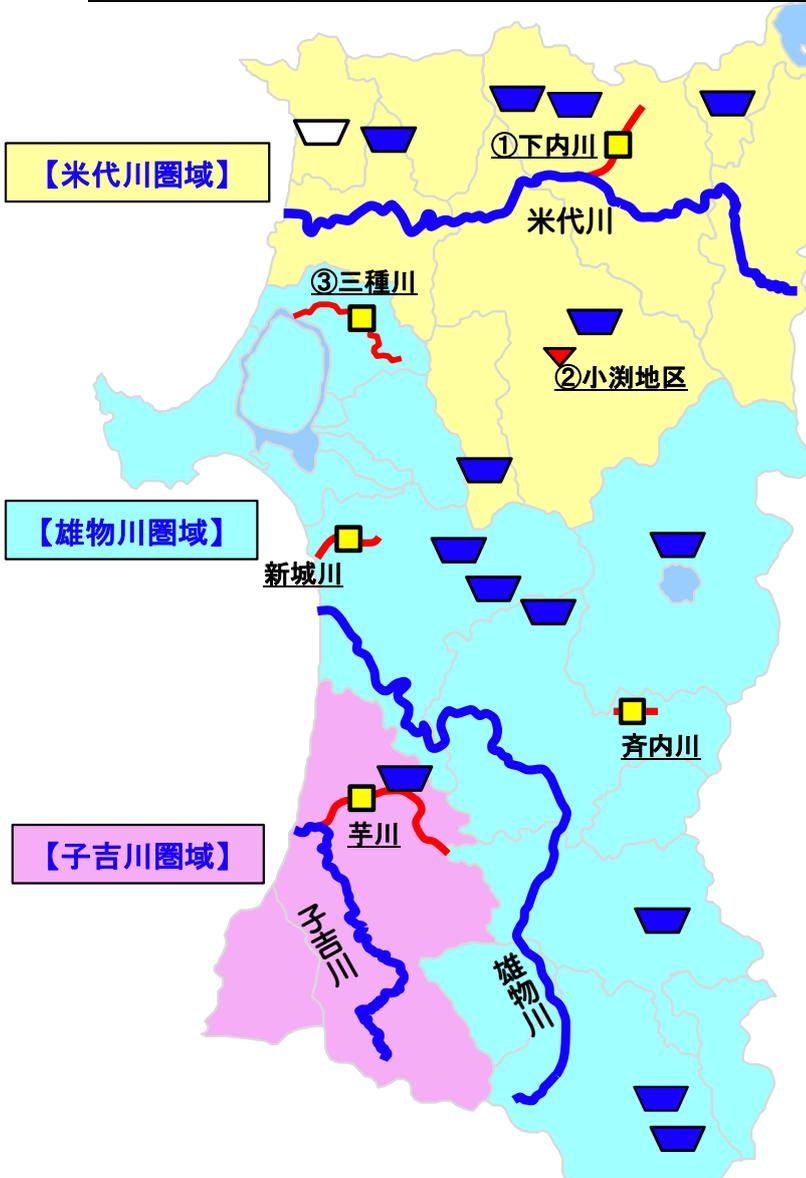
【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
 - ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
簡易型河川監視カメラ設置済み数 56基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,100基
ダム設備の更新等	14基
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設
海岸保全施設(護岸ほか)の補修等	61,706m

令和5年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



河川改修事業 ①下内川(大館市)



地すべり対策事業 ②小湊地区(北秋田市)



河川改修事業 ③三種川(三種町)

凡例

- 河川改修事業箇所
- 地すべり対策事業
- 1級水系補助ダム(14基)
- 県管理河川
- 2級水系ダム(1基)

(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-4 治山事業の推進について（拡充）

林野庁

【要望の内容】

- (1) 本年8月の豪雨により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 復旧治山事業において、近年頻発している人家裏等での中小規模の山腹崩壊について対策を実施できるよう、全体計画額に関する採択要件を緩和すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年8月の豪雨により、当県では、山腹崩壊や土砂流出など65か所、15億円におよぶ山地災害が発生し、緊急性のある箇所については、災害関連緊急治山事業等により対応しましたが、令和5年度経常事業で対応が必要な箇所も多くあります。

また、近年山地災害が多発し、被災箇所での事業を優先的に実施する必要があるため、計画的な施設整備が必要な山地災害危険地区は累積しており、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割以下にとどまっています。

これらの取組を着実に実施するためには、補正予算等を含め、更なる予算の拡充を図る必要があります。
- (2) 近年の局所的な豪雨により、人家裏や道路周辺での山腹崩壊発生件数が増えており、中小規模の山腹崩壊(3,000～7,000万円)の割合が高くなっています。

しかしながら、復旧治山事業の採択要件が全体計画額7,000万円以上であるため、中小規模の山腹崩壊が補助対象となっていない状況です。

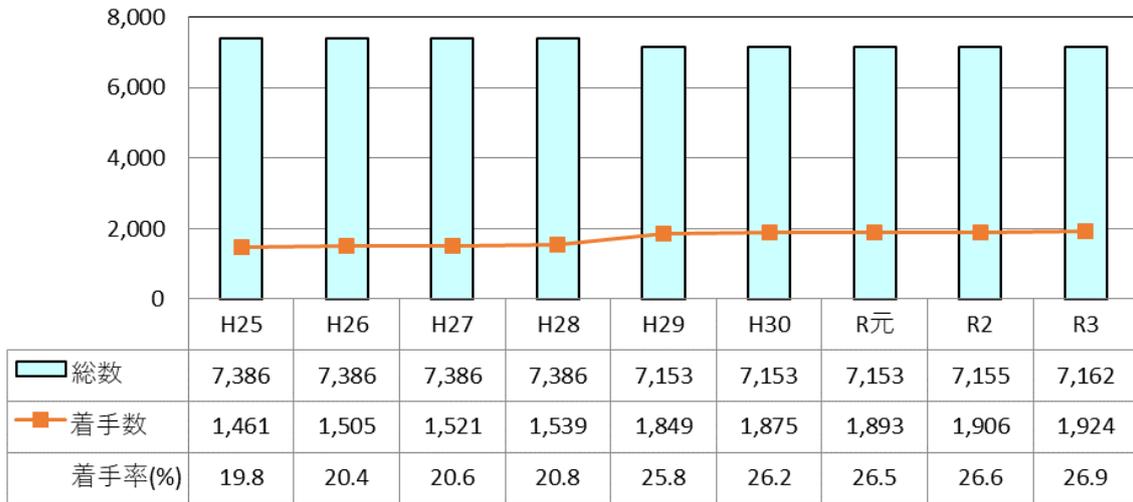
このため、緊急予防治山事業と同様に、山腹と溪流に区分した採択要件を設ける必要があります。

【参考資料】

1 令和4年8月豪雨により発生した山地災害



2 山地災害危険地区における工事着手数の推移



※総数は山地災害危険地区の再点検により、平成29年度に減となっている。

3 復旧治山事業の採択要件等

山腹崩壊地の復旧計画額と平均面積など (H29~R3)

計画額	面積(ha)	件数	比率(%)
7,000万円以上	0.423	21	33.3
5,000万円以上	0.143	8	12.7
3,000万円以上	0.073	21	33.3
800万円以上	0.042	13	20.6
合計	0.192	63	100.0

66.7% → 復旧治山事業の補助対象外

事業の採択要件 (抜粋)

事業名	溪間工	山腹工
復旧治山	7,000万円以上	
緊急予防治山	1,500万円以上	800万円以上
	山腹崩壊危険度等「a1」かつ 保全対象の被災危険度「a2」	

(担当課室名 農林水産部森林整備課)

XIII 安全・安心な生活環境の確保

XIII-1 空き家対策への支援について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中で、空き家の増加が喫緊の課題となっていることから、都道府県が市町村と共に取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては空き家の倒壊が相次ぐなど、大きな問題となっています。
- (2) このため、当県では、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象に、全県で空き家相談を実施することや空き家の適正管理を促すための普及啓発事業に取り組むことにより、管理不全な空き家の発生抑制に努めることにしています。
- (3) しかしながら、空き家相談に要する経費等のソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となっており、都道府県は対象になっておりません。

【参考資料】

1 平成30年の空き家率

住宅総数 (A)	空き家 一戸建て(B)	空き家率 (B/A)	順位(ワースト)	
			全国	東日本
445,700 戸	34,700 戸	7.8%	9位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。

(出典：総務省「住宅・土地統計調査」)

2 秋田県空き家相談会の概要（令和4年度）

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の利活用や処分等の促進を図る。

開催時期 令和4年11月～令和5年2月（4か所で実施）

主 催 秋田県

協 力 関係市町村、関係団体

相談内容 相続、売却、解体、改修など

3 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助 事業分	・所有者などの調査等 ・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独 事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空き家の除却・改修	市町村	

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

XIV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XIV-1 能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策への支援の継続について（拡充）

総務省自治財政局
環境省環境再生・資源循環局

【要望の内容】

当県が「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業により実施している能代産業廃棄物処理センターにかかる環境保全対策について、今年度末の産廃特措法の失効後も、新たな支援制度の創設等により財政支援を継続するとともに、これまでと同等の地方財政措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した能代産業廃棄物処理センターの環境汚染問題については、平成17年1月に環境大臣の同意を得た産廃特措法の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら「現場内処理」を基本とした環境保全対策を実施してきました。
同法の延長を受けて平成25年8月に同意を得た新たな事業実施計画により、引き続き国の財政支援を得て対策を講じた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- (2) しかしながら、産廃特措法に基づく事業実施計画の期間終了後も、処分場が安定化するまでの間は処分場浸出水の処理が必要であるほか、処分場敷地内にある地下水の汲み上げ処理などの環境保全対策を継続していく必要があります。
- (3) これらの環境保全対策を継続していくためには、毎年、1億円程度の費用を要するほか、処分場浸出水等処理施設の機械や電気設備の更新等に多額の費用を要するため、引き続き国の財政支援が必要です。

【参考資料】

1 能代産業廃棄物処理センター全景



2 特定支障除去等事業の概要（平成25年3月環境大臣同意）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
○ 汚水処理等の維持管理対策										
・ 汚染地下水の回収・処理										
・ 水処理施設（促進酸化処理）の新設										
○ 汚水拡散防止対策										
・ 揚水井戸の設置工事										
○ 場内雨水対策										
・ 雨水排水路、キャッピング等の整備工事										
○ 環境モニタリング										
・ 水質調査										

3 平成16年度以降の事業費等

（単位：百万円）

年 度	事 業 費	うち国等の支援額
H16～24年度	2,989	853
H25年度	156	32
H26年度	365	109
H27年度	112	37
H28年度	514	164
H29年度	157	32
H30年度	122	34
R元年度	138	33
R2年度	172	39
R3年度	151	36
合 計	4,876	1,369

※ 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。また、支援対象事業費の2/3の75%を地方債で充当し、この地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

（担当課室名 生活環境部環境整備課）